

監獄協會雜誌

第 參 拾 卷
第 五 號

民國二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（郵政特准掛號第四號）（大正六年四月二十日發行每月一號二十日發行）
（五月二十日發行）

論說 累犯者處分の一斑……………東京區裁判所檢事法學士 清水 孝藏……………(一)

講演 息心調和法講話(承前)……………藤田 靈齋……………(二七)

譚叢 處務片言……………典獄 有馬四郎助……………(三)

統計 大正六年三月中入出監並月末在監人員表外三表……………齊藤 敬二……………(四)

寄書 監獄作業發展の現況……………監獄醫 鈴木 勇……………(五)

指紋の法則……………藤井 藤藏……………(六)

信仰呼吸法を推奨す……………菊屋 老龜……………(五)

累犯研究資料……………鹿野 洋生……………(七)

犯罪の原因及豫防(承前)……………澤田 順次郎……………(七)

緣陰瑣談……………霜 翰……………(七)

少年犯罪の原因に就て……………靈的暗示と犯罪……………櫻井 革聲……………(九)

刑罰と史實の對觀……………(八)

通信 十勝監獄釧路分監入佛式の概況……………(八)

彙報 初犯釋放者の再入監調外三表……………「覺めたる友」の印象其他……………叙任……………會報……………公文……………(三)

監獄協會雜誌第叁拾卷第五號

論說

累犯者處分の一斑

東京區裁判所檢事 法學士 清水 孝藏

私が今日各地より多數御集りの所で御話を致しますことは甚だ私の光榮とする所であります、併し甚だ訥辯でありまして且つ甚だ不行届の者であります、申上げる事柄も立派なものでありませぬのに、それを御話することが極めて下手でありますから定めて御聴苦しうあるだらうと思ひますが、其邊は幾重にも御容赦を願ひたいのであります。

御話しまする題目は「累犯者の處分一斑」といふことに致して置きましたが累犯者の處分と申しましても各方面に於ての處分もございませうが、爰では主として

検事局の處分に付て御話をしやうと思ふのであります。検事局の處分としましては多少遠慮しなければならぬやうな事柄もありますので、充分に全部御話するといふ譯には行かぬのであります。成べく差支のない程度に於きまして御話をしたいといふ考であります。以上の次第でありますから題目も處分一斑としまして其全豹に及ばざることを豫め表示して置きました次第であります。

先年裁判所構成法の改正になりました結果、區裁判所の事務は著しく多忙を極むるやうになりました。其割合に人員が甚だ不足して居ります。爲めに充分に種々なる事項を調査することが出来ませぬで、ホンの一部丈けを多忙の際に調査しまして御話申上げる次第であります。昨年度大正四年度の事柄を申上げます。が是も四年度に検事局が受理をしまして而して其年度内に處分の終りました丈けのものに付て御話するのでありますから、他に發表になつて居りますやうなものとは統計等が相違する點があらうと思ふのであります。其點も御承知を願ひたいのであります。尙ほ又ちよつと御斷りをして置きますのは、是から表に付て申上げますことは主として監獄の方の御厄介になる犯罪人に付ての表であり

まして、罰金以下の刑に處する犯罪人に付ては全部此表より除いてございませぬ。ここで禁錮懲役以上の刑に處せらるべき犯罪者で、而も區裁判所の管轄に屬しまする犯罪事件に付ての統計を申上げると、犯罪者の總數が二萬二千六百一十一人の中で累犯者二千六百八十五人ございませぬ。可なり多數の累犯者がございませぬが、殊に累犯者の割合に多いものは皆様方も御承知でございませぬ。竊盜罪であります。余程割合が減つて居ります。横領罪の總人員が四千二百二十四人の中、累犯者は二百八十八人といふ少數であります。それから詐欺罪の總人員が四千七百四十六人の中、累犯者が四百四十一人、それから賭博が六千九百六十人の中、九百十七人の累犯者であります。それから贓物に關する犯罪が三百十四人の中、五十三名が累犯者であります。其他少いのは略しまして、傷害罪は百九十三人の中、四十二名が累犯者であります。それから恐喝罪が百八十六人の中、二十一名が累犯者になつて居ります。此外に全く累犯者の無いものもあります。最も累犯者の少いのが文書の偽造變造に關する犯罪であります。是は二百四十六名の中、一名丈けが累犯者になつて居

るやうな次第であります。犯罪に依りまして多いのと少いのとありますが、兎角累犯者が可なり多いのであります。是には色々な原因もございませう、私共の方の取扱の宜しきを得ない所もございませうし、又其外の社會一般の取扱振り等が影響して居るやうな點もあらうと思ふのであります。是等の多數の累犯者に就きまして、検事局に於ける處分の主なるものは之を二つとすることが出來ます。一つは起訴であります、裁判所の方に送りまして相當の處罰を求めないのであります、他の一つは不起訴であります、是は裁判所の方に送りませぬで、検事の手許まで、事件を落着かせて仕舞ふ方の處分であり、此二つの處分に付きまして極大體のことを御話しやうと思ふのであります。

第一に不起訴の處分に付て、あります、不起訴の處分を爲しまする場合が又色々あります、法律の明文の上では罪と爲らす又は公訴を受理すべからざるごときに不起訴を爲すべしといふことになつて居ります、是はちよつと商賣向のごことになり、ますので御聽悪いかも知れませぬが、罪と爲らすといひますのは訴へられて來た事件が犯罪にならないといふことであります、そのほか尙ほ犯罪になつて居る

や否や、所謂證據の不充分な者をいふのであります、是等は不起訴にすることは當然のことです、それから公訴受理すべからずと申しますのは、犯罪はありまして、其後の事由に因りまして刑罰を加ふることの出來ないやうになつた場合をいふのであります、例へば犯罪後に大赦になつたとか、或は多數の年月を経過した所謂時効に罹つたとか、其他親告罪に付きまして告訴の拋棄ある場合といふが如きであります、斯かる場合には所謂公訴權が消滅をすといふことになつて居ります、従つて刑罰を科することが出來ないといふことになり、斯かる場合に不起訴を致しますことも是れ亦法律の命する所であり、まして當然の事柄であります、此外に稍々機密に關するものであります、不起訴にする場合が一つあります、それが普通世間で言つて居ります、微罪の事件であります、微罪といふ言葉は何を標準にして名づけたのであります、か分らぬのであります、用語としては穩當でないかも知れませぬ、或は起訴猶豫として申上げる方が却て相當であるかと思ふのであります、犯罪にはなつて居るのであるけれども、特に其事件に付て起訴をしないといふ場合であります、此起訴猶豫といふことは學者等は所謂便宜主

義といふものに基くものとして説明して居る所でありまして、此便宜主義といふことが果して刑事々件の取扱上宜しいものであるか、どうかといふことに付てなかく議論があります、其議論は結局便宜主義といふやうなことは法律で認めて居ないのであるから宜しくない、又結果がら言つても甚だ宜しくないといふやうな説明と、他の一つの之を可とする方の説明では、法律は便宜主義といふことを明文で認めては居ないけれども禁止したのでないのみならず之を行ふの必要がある、と説明するのであります、私共も其方の説に賛成するのであります、日々所謂便宜主義といふやうなものに依りまして犯罪のあるに拘はらず不起訴にする場合が澤山あります、兎角此の如く議論もありますし、又之に關しまして誤解を生ずるといふやうなこともあつてはならぬのでありますから、此便宜主義といふ起訴猶豫に關することに付きまして簡單に申上げて置きます、起訴猶豫を認める必要ありと申しましたが、其必要といふのは二つの方面から觀察することが出来ると思ひます、一つは行刑上の必要であります、どういふことであるかと申しますと、是は起訴猶豫をせずして總ての犯人を悉く處罰するといふことになりまして、現在

の在監者よりもズツと澤山の在監人を生ずることになるのであります、之には監獄の設備も要りますし、又設備をするといふに付きましては經濟上の準備も必要になるのであります、先づ今日の我邦の貧乏状態では總ての犯罪人を悉く監獄に入れるといふことの設備を爲すのは外どの權衡上宜しくないではないかと思ふのであります、でありますから其處に多少苦心をしなければならぬといふ必要が生ずると思ふのであります、それから第二は少しむづかしいことを申し上げますが刑事の法規と社會との調和を計る爲めに必要であるといふのであります、御承知の如く刑法といふやうなものは一旦出來上りますと或年月の間は之を改正しないものであります、やたらに改正しては却て弊害を生ずる位でありますから當分は改正せられない、然るに社會の状態といふものは御承知の如く常に變化して止まざるものであります、極細かいことを申上げますと、月々は勿論、日々若くは各時間も變化して止まざるものであります、モツト細かく言ひますと、一秒の何億萬分の一の時間と雖も此社會が變化して行きつゝあることは疑ひのないこととあります、此の如く變遷極りない所の社會状態に一定不變の刑法を適用して

調和をして行くといふに付きましては、其間にどうしても調和の出来ないやうな部分を生ずるといふことは當然のことであらうと思ふのであります、其状態は平面の板の上に圓い所の球を轉かすやうなものとは違ひませうが、先づ例へて見れば夫れ位なものでないかと思ふのであります、詰り板と其球との接する部分といふものは正確に言へば幾何學上の點であります、夫れ程極端でなくともどうしても前後に隙が出来る、即ち不調和といふやうなことが生ずるといふのが當然であらうと考へます、尙ほ之を或長さに譬へて申しますると、刑法の規定が例へば一尺ありといふことにしますと、社會の状態が八寸あるといふやうなことになるが、まして刑法の規定を遠慮なく隅から隅まで適用することになれば其間に二寸の差を生ずるといふことになるのであります、社會の現狀が八寸であるといふことであれば此社會の状態に能く調和をしますやうに、刑法の適用を爲すといふに付きましては刑法の方の二寸丈けを端折つて八寸にして適用しなければならぬことになるのであります、其所謂端折つた所の二寸の部分が所謂起訴猶豫として犯罪あれども社會の状態と調和する爲めに必要ありとして起訴猶豫をする部分に

當るのであります、此の如き状態で起訴猶豫といふものは必要であるといふので、今日實際行つて居るのであります、所で此社會状態の觀察といふことはなか／＼むづかしいのであります、人々に依りまして見解を異にするといふことかあり得るのであります、是は同じ材料に依つて判断しても見解を異にすることかあり得るといふことを申上げたのであります、材料が異りますると猶更見解が異つて來るのであります、今日の實際に於きましても皆様の御承知でございします、如く、往々犯罪事件に付きましての檢事の意見といふやうなもの、と裁判所の裁判の結果とが一致しないことがあります、是は今申上げたやうな意見の相違といふやうな所が現れて來たやうなものであります、主として材料の相違といふことに基いて居ると思ふのであります、檢事局で受領しました所の事件といふものは昨年度に於きまして私の方では二萬五千を超過して居つたのであります、尙ほ此外に各警察から所謂微罪事件としまして報告に接した所のものが千八百件餘ありました、是丈けの各事件を見まして其上では是位の所が相當であらうといふことで意見を述べるのであります、が、裁判所の方に事件の參りますのは、其中の四分

の一分か五分の一であります、結局裁判所の方で見らるゝ所の材料は検事局の四分の一か又は五分の一の材料に過ぎないのであります、斯ういふ點が原因となりまして其間に意見の相違を來すものと考へるのであります、兎に角此社會狀態の觀察殊に犯罪方面に關します所の觀察といふやうなことはなかく、むづかしいものであります、又其犯罪に關します所の社會の反應と申しますものか何如であるかといふやうなことは口では言ひ易いのであります、が、なかく、正確なことは觀察し難いものであります、是等の觀察を誤りますと検事局で致します所の起訴猶豫といふやうなことも多少之に伴つて穩當ならざる結果を生ずるに至り得るのであります、社會狀態の觀察に付きましては又犯罪方面の詳細なる觀察を必要とするのであります、色々ありますが其主なるものを少し述べて見ますと、犯罪の種類強盜であるとか、竊盜であるとかいふ種類、それから犯罪の原因、尤も財物に關する犯罪の如きは直接の原因としましては財物を得たいといふ慾望に基くものが多いのであります、が、其他の犯罪に至りましては色々あります、怨恨であるとか、痴情の結果であるとか色々ありますが、それ等の原因、それから動機で

あります、同じ金が欲しいから竊盜をしたといふのであります、其動機は色々異なる譯であります、或は單純に贅澤をして見たい、それには金が要るから竊盜をするといふやうなこともあります、或は親は病氣で醫者にも罹れないやうに貧乏をして居る、此頃見たやうに濟生會などがあれば宜しいのであります、是でも今日の實際では手續が分らない、分つても手續が面倒であるとかいふやうなことで充分なる治療を受けることの出来ないやうな者があります、さういふ状態で餘儀なく竊盜をやつたといふのもございませう、此の如く動機にも種々あります、それから犯罪が行はれましたもそれが既遂で終つたか或は未遂で済んだかといふやうな點も必要であります、それから犯罪が既遂になりましたも其被害の程度に多少の差があります、竊盜と申しましたも數萬圓の竊盜をする者もありませんし、又僅か巻煙草の半分位を竊取する位の者もあります、併し此被害の大小といふことは餘程注意をして觀察しなければならぬのであります、何十萬圓の資産家が千圓の物件を竊取せられたといふよりも、日々の勞働に従事して僅に糊口を凌いで居るやうな所謂土方人足といふやうな種類の者が二三十錢の金に相當する物を

竊取せられたのど比べますると、寧ろ土方人足の方が其犯罪の爲めに迷惑を被ることが大であると思ふのであります、でありますから單に金額等のみを標準として、是は數が少いから微罪で宜からうといふやうな譯には行かぬと思ふのであります、それから犯罪人の年齢の相違であります、子供もあれば老人もあります、又若い血氣盛りの者といふのもあります、是等に依りまして其間に區別を生ずる次第であります、それから身分が違ふ社會の上流に居る所の人であるとか、或は社會の下流に居る所の者であるといふので違ふ譯であります、それから職業に依つても違ひます、其他其犯人の經歷といふやうなことも參考しなければならぬことであります、それから犯人の生活状態、貧富といふやうなことは何を標準として申すのかわりませぬが、所謂恒の産を有して居る者であるかどうかといふやうな點は注意すべき事柄であります、それから今度は被害者の方の關係であります、即ち被害者の社會上に於ける身分地位とか其他其財産の状態とかいふやうな點は注意すべき事柄であります、尙ほ茲に注意すべき事が一つあります、それは此頃では歐羅巴あたりでも認めて居るやうであります、被害者の犯罪人に對する所の感情で

あります、或は怨恨といひますか、是は餘程注意しなければならぬ事柄であると思ふのであります、是の事は後に起訴の場合に求刑のことを御話する時分に申し上げることにします、それから被害の状態の回復、泥坊された品物であればそれが本人に戻つたとかいふやうなこと、金を取られたものであれば金を辨償したといふやうな被害が回復されたといふやうな事柄であります、其他前に申落しましたが犯人が累犯者であるかどうか、又累犯者でなくとも一度起訴猶豫を受けた者であるかどうかといふやうな事柄等を參酌しまして果して起訴猶豫すべきや否やといふことを決しなければならぬことになるのであります (未完)

監獄巡閱の少くとも二年毎に一回行はるべきは、監獄法第四條の規定する所也、巡閱の監獄行政に於けるや、恰かも陸軍の檢閲の如きものにて、今其事狀と目的の相等しき監獄巡閱の事を論ずるに當り、實例を之に採るは蓋し最も其當を得たるものと云ふべく、吾人は寧ろ之に就て深く比較研究の必要あるを認めずむばあらざる也。

陸軍の檢閲には大小幾多の種別あり、其頻次に行はれたる所のもの、必ずしも其範圍と程度を同ふせずと雖ども、何れも其方法の徹底せる事、並に順次間斷なく勵行せられて敢て一回の缺時だになき事等に至つては、何處迄も之れ軍隊式にして周到嚴密云ふ迄もなく、受閱者は之が爲めに寸分の油斷なく、只だ其不成績に陥らざらんことを怖れ、夜々汲々雜日も足らざるの實況也、故に一言に評すれば軍隊の年中行事の過半は、殆んど唯だ檢閲事務の爲めに追卷くらるゝにありと云ふも、敢

て不可なからんとす。

果して然らば陸軍の檢閲は、所謂檢閲の爲めの檢閲にして、同時に又た受閱の爲めの受閱に成りうるの弊なき歟、さなきだに世は滔々として形式と虚欺とに流れんとする今日、普通の場合を以てせば、斯かる檢閲の行方は却て其流弊を助長するものならんも、而かも陸軍の其れに至つては、流石は深く爰に鑑みる所あるが爲めに、決して然る心配なきのみか、本來檢閲其者が専ら此流弊を防止せんとするものなるが故に、之に依りて總ての軍務が華を去り實に就き、以て質實眞摯なる軍隊の本領を發揮するは、勿論の事とす、而して現に陸軍が見事に諸般の事務を整頓し、又た統一し、以て能く其綱紀を張り、着々として改善進歩の實を擧げ、且つ常に潑刺たる勇往邁進の氣象に富みて、敢て一步も時勢の進運に後れざる所以のものは何ぞ吾人は正さに之れ檢閲制度が齎せる唯一の賜也と云ふに躊躇せざる者也。

然れば陸軍が軍務を整頓し、軍紀を振肅するの途は、唯だ夫れ檢閲の勵行にありと云ふべき乎、果して然らば檢閲は則ち軍務行動上の生命とも云ふべく、若し之れなくんば則ち軍務は弛廢し士氣は衰亡す、其關係の重大なる豈に驚く可きに非ずや、吾人は既に軍務と檢閲との關係に就き、其大要を觀察し而して其死活に容易な

らざる影響あることをも見たり、然るに翻つて之と同一の理由を有する我が監獄
 巡閲の實況如何と顧みるに、吾人は陸軍の其れの如く監獄の巡閲が、敢て重要視せ
 られずと云ふに非ざれども、第一其施行方法や度數に於て既に彼の彼に及ばざ
 ること明かなるの一事を見ても此に大に心細きを感じずんばあらざる也、然り而
 して之が爲めに如何なる結果を獄政消長の上に現はすに至るべきかは、即ち陸軍
 檢問の實例が最も能く實際的教訓を吾人に與ふる所にして結局獄政を活かしむ
 るも死せしむるも唯だ此巡閲制度の完全に勵行せらるゝと否とに由つて別るゝ
 こと最早寸分疑を容るゝの餘地なしとす。

惟ふに二十世紀の今日最新の學理と、正確なる實驗とに由り、此に最善の獄政を行
 はんとは蓋し目下當局者の熱心焦慮せらるゝ所なるに拘はらず、尙ほ未だ大切な
 る巡閲の一事にして此の如き所以のものは、之れ亦た止むを得ざるの事情に由る
 ものにして、必ずや早晚此に適當の途を開かるべきは吾人の堅く信じて疑はざる
 所也。

吾人は尙ほ一步を進めて巡閲施行上の細目に涉り、聊か鄙見を述べて大方の教
 を乞はんとす

講演
 息心調和法講話

(承第三十卷 第四十號)

藤田靈齋君

次には漏氣充塞であります、右やうにして其下腹が膨れましたならば今度此下腹にウント力を入れ
 る、それを充塞と申します、扱此充塞をするには必ず漏氣をしなければならぬ其の漏氣とはチヨット鼻
 から氣を漏すことでもあります、その氣を漏すと同時に、ウント下腹に力を入れるのである、それが充
 塞であります、その充塞を致しましたならば、次に愈息を吐き出すのであります。

さて其の次ぎには息を吐き出すのであります、息を吐き出す時には、先づ以て膨滿緊縮と云ふこと
 の法に依らねばなりません、膨滿とは息を吐き出す時に下腹にモー一段力を入れて張り詰めるやうに
 し、そして上の方からは段々と息を出すやうにし、それから緊縮とて下腹を引締めるやうにして息を
 出すのであります。

以上で息の方法は一通りすみしましたから、次になせ右様の息のやり方をせねばならぬか云ふことに就て一應説明致します。第一には純潔な血を拵へると云ふことであります、それはどうすれば出来るか、言ふまでもなく吸氣の時には空氣を充分に吸込んで肺に悉く充し、息を出す時は肺の中に在る所の炭酸瓦斯を残らず呼出すことが出来れば求めずして新しい純潔な血が出来る、ことゝなるのであります、それには是非共息をするときに腹滿、緊縮則ち息を吸入する時は腹滿、息を呼き出す時は緊縮にすると云ふ、此の二つの條件に依らなければなりません、それが出来ればたゞ新しい血が出来ればかりでなくして肺を非常に丈夫にすることが出来ます、言ふまでもなく肺を丈夫にするのには肺全部に對して刺戟を與へ肺の組織を丈夫にせなければならぬ、今日肺病は亡國病と云はれて居る時に當つて、之を豫防するに就て多くはたゞ消極的方法ばかりをとつて、積極的に退治する方法を講ずるものゝ、尠なきは甚だ歎くべきことであります、そこで先づ我々は此の正しき自然の息の方法に依りまして、積極的に肺を健固にすることを第一とせなければなりません、私は諸君に是非とも是れをお勧めして肺病などにはごんごんにしては羅ることのない立派の人になつて頂きたいのであります、實に此の調和息はたゞ純潔なる血を拵へると云ふことばかりでなく、肺病を豫防するといふことに付て最も必要となつて居るのであります。

次には血液の循環を良くすることであり、此の血液の循環を良くすると云ふことに就ては今日程進歩した醫學の上に於ても十分説明もなければ、況してその方法などはないのであります、然らばそれはどうすれば宜いのかと申すに腹の力に依る完全の呼吸をすると云ふより外に方法はないのであります、此點に付ては二木博士が腹の力に依つて息をすることに依つて血液の循環を良くすると云ふことを醫學上から説かれて、東洋古來の特産物たる腹の養成に付て科學上の立證を與へられてあります、是れは確かに二木先生の大きな功績であります、そこで此の調和息ではどうかと申すに、私は血液循環の最良法としては、最も完全に腹の力に依つて息をする此の方法によしたものは他にないこと云ふことを明らかに申し上げます、尤も是れは私がかう申したばかりでは、自畫自賛の嫌がありますけれども、是れには大阪の菊地博士なども、理想的の血液循環方法としては、此の方法より他にないこと云はれてあるのでも判ります、それは息心調和法初傳の附録にある菊地博士の説に依つて承知してください、然らばそれはどうかと申すことは今茲で詳しくその理屈を申す時間はありませんから遺憾ながら説き兼ねますが兎に角此の息法をやつた時には全身に血が廻つて如何に極寒の時でも身體に温味を覺えて來ると云ふ實際の經驗に依つて證明されます、皆さんもどうか御實驗を願ひたい私の養眞會の寒修養の時などには、八十歳以上の老人も、十歳未滿の小兒も澤山にやつて來るが、ごんご

寒さの時でも殆どその寒さを覺えないと云ふて居りますか、それは畢竟血行が良くなりたる爲めであります。それ故には四人などに御試みなすつたならば大層よろしきことであらうと思ひます。

次には此の息をすると、内臓全部に刺戟を與へて丈夫にする。云ふことを申します、言ふまでもなく手足の筋肉を丈夫にする、是は摩擦とか手足の運動に依つて出來ますが、内臓に刺戟を與ふる方法は外にはない、尤もマッサージや運動をしますれば間接には幾分かづゝ刺戟を與へます、そう云ふ方法では決して自然に直接に内臓全部に刺戟を與へて丈夫にすることは出來ない、それにはどうして前に申しました六つの原則に依る正しき自然の息の方法に依らねばなりません、此の方法によりますとたゞに肺臓のみならず、内臓全部刺戟を與へます、それでありますから胃腸の悪い人は胃腸が癒りて丈夫になり、便秘や下痢はぢき治る腹に力を入れて膨滿緊縮をやりますと横膈膜が丈夫になる、其爲めに心臓も亦丈夫になる、其外肝臓も良くなれば腎臓も丈夫になる全體に對して刺戟を與ふるから胸部と腸部とにあるすべての機關が段々良くなつて來る。

是は餘事ではあるが皆様の御參考迄に御話し致しますが、遂此程のことではありますが或貿易商でありまして、腦の悪い人が二ヶ月程前から修養をやつて居りました、處が其人がどうした譯か遂に腦溢血に罹り半身不隨になり、口も利けなくなつた、のみならず逆吃が出てどうしても止らない、六日程

止らない、色々御醫者が手に手を盡くすけれどもなか／＼止らない、それからその少し前に養眞會に來て居つたところのある人でありましたから、頼に應じて私が行つて見てやりました、見た所が逆吃が止らぬで非常に苦んで居る、そこで私はどうして、之を止めてやらうといふことに付て大に考へたが、其時フト妙案が浮んだそれは此逆吃といふものは横膈膜の痙攣である、此痙攣を止めて仕舞つたら宜いと思ふたから先づ兎に角下腹に力を入れさせる、さうすれば腹壓の力に依つて横膈膜の痙攣が止つて仕舞ふだらうといふので、患者の下腹に手をやりまして、ウムと下腹に力を入れろと言ひました、それで私の言ふ通り病人が力を入れる、之を家族の者に教へて之を暫くやつて居つた處が、それで逆吃はスツカリ止つて仕舞つた、六日間殆ど休みなく出て居つたものが僅かにそれだけで止つて仕舞つた、それを或御醫者に話したら不思議と言つて居りました、それからモー一つは二三年前のことでありましたが、關西の方から一人の神經衰弱の者が來て居りました、所が或る日家事上に面倒なことがあつたさうで電報が來たすると其頃に出まして、品川の御臺場に行つて首を絞つて仕舞つた、それを調査が見附けました、驚いて首縊を下し、それから御醫者を呼んで來て色々人工呼吸をやりまして、けれども、もういけない、そこで御醫者は到底駄目だといふので諦めた、そこに私も知らせに寄つて駈つけて行つた、私は下腹に手をやつて見た所が温味もあるし、力を持つて居るから、私はやり方がある

だらうといふのでかく病院にかつぎ込ませまして、その人と同宿して居る者も三四人ありましたから、それに命じまして丹田をウント壓さした。面白いことには彼は腹に力を入れる稽古が幾分出來て居つたから、腹を押すと自然に抵抗力を持つて居る、其爲めに壓すと刎ね返す力である。ついでそれを繰り返してやつて居ると遂息を吹返した、さういふやうにして助かつたことがある。是などは皆さんの多少御参考になることであらうと思ふ。

次には營養分の吸收と云ふことであります、私は食物に付ては常に斯ういふことを申し居ります、我々は自然より與へられて居る食物にはどんなものにも皆相當の營養分を持つて居るから、食物に付て彼は物選びをする必要はない、どんな物でも宜いから自分の好いた物を食べればよい。がたゞ肝要なことは胃腸を丈夫にすることである、胃腸を丈夫にすることさへ出來て居りましたなら何を食べても食べた物の中に在る營養分は皆取つて仕舞ふ、所が胃腸が弱かつたら營養物を營養物とせずして排泄して仕舞ふから、先づ以て此の正しき息に依つて胃腸を練り鍛へ丈夫にすることが何より肝腎である。それから此の正しき息をやつて居りますと、今の多くの人の謂ふ營養分なる肉食などが自然に嫌ひになるそれは何故かと申す理由は今一寸茲では申します時間がないから略して置きますが、とにかくだん／＼好物でないやうになることは事實である、是に就て思ひ出したとは監獄などでも此の正しき

息を四人のすべてにやらせたならば、大概な粗食をさせて置ても決して營養不良にはならぬから先づ食物上の經濟に大層な利益があると思ひます。現に齋藤さんといふドクトルは非常に肉食が好きであつたのが此の修養をやりましたから、段々にそれが嫌ひになつて、今日では野菜類が一番好物だとして多くそればかり食べるやうになつた、又此間臺灣の專賣局長さんがやつて來られましたがこのお方は臺灣で息心調和を學んでやつて居つた人だが、今度東京に官用で出て來て、養真會の傳習會にも出られたが、その時私の此話を聞かれて非常に喜んで、さういふ譯でありますか何か知らぬけれども、此修養をやるやうになつてから段々に食事が變つて來た、どうも肉食が厭になつて漬物などが一番好物になつたので不思議に思ふて居つたが今度東京に來てから忙しくて修養も出來なかつた、さうすると又肉食を欲しくなつた、所が肉食のいやな時には精神も爽快で、身體も洵に工合が、宜敷かつたが肉食を欲する時には丁度その反對であると云ふて話をされたことである。と申した處で私は絶対に肉食を御廢めなさいといふやうな極端なことは申しませぬ、ただそれが自然にイヤになつて來ると云ふことを申しただけであります、要するに私共は何でも宜しいから夫より與へられたる物悉く食べる、さうして食べた物の營養分を悉く取るやうにしたらそれで宜敷いのであります、前にも申したやうに監獄でも隨分食物などには御苦心の由でありますからどうか此の方法を四人に實行させて簡單に經濟的

しかも彼等の身體を丈夫にするやうにして頂きたいと思ひますから御參考迄に申上げて置きます。

次は腦の中樞を健全にする、それは内臓に刺戟をやつて居りますと内臓一杯に行き涉つて居る神経系に刺戟を與へますので、それ下腦の神経中樞が丈夫になつて来る、それともう一つは血液の循環が良くなるので腦の血管が丈夫になつて来る、眩暈などのするのは血管が弱いからで、是をやつて居りますれば決して眩暈などはしなくなりませう。

右は調和息に就ての大體であります、原則としては前の六つの外に尙ほ波浪と小緩との二つがありますけれども、それは今略して置きますしやうそれから調和息の全體から申しますと、調整息、自然息生氣息の三種が含まれてあるのですけれども、今それ等を悉しく御話し申す譯には參りませぬから、略して置きますが、大體に於ては、先づ述べました息のやり方を何回となく繰返へし、一時間でも三十分でも宜しい、或は二十分でも二十五分でも宜しいが、成べく長くやることを希望致します扱てそれを暫くやつたならば今度は静息と申して腹に力を入れて息をたゞ自然のままにスー／＼と静かに出したり入れたりして居るのです、其の微かな息をそろ／＼出したり入れたりして居る時には必ず腹のドン底にウント力を入れて置かなねばなりません。それが出来ませぬと非常な爽快を感じる、何だか身體の中に悪い物も何にも無くなつた心持がしまして、精神上非常に愉快な感情が湧いて来る

のであります。息の方は先づそれ位にして置きまして次に精神上の方に移ります。

▲調和心法

豫て申した如く、此の法は息心調和法でありますから、たゞ息法ばかりではなく、其の息法と俱に、否其息法以上に尙ほ精神上的の鍛錬のことが大切であります、従つて此のことは私の息心調和法の最も重要な位置を占めて居るのでありますから、今茲で詳しくはとも申上げられませんが、たゞ其の精神を鍛錬する方法のその一端だけを極簡単に申上げて置きます。精神を鍛錬するに就て先づ第一に説くべきことは常々心を丹田に置いて働かすことでありませぬ、此のことは昔しから印度などでも申したことで天臺の止觀といふ書物の中には『臍下一寸ウダナと名く、爰には丹田と云ふ、心を此處に止めて久しく散せざる時は治す處多し』と云ふことが書てありますが、是は中々面白い大切な句であります、印度でウダナといふのは丹田といふこと、丹田といふのは支那で申す言葉だが、此丹田といふのは印度のウダナを翻譯したもの、即ち心を茲に止めて散せざる時には治す所多しとは精神の病氣も肉體の病氣も此二つ共に治すことが出来るといふことであります。然しどうしたならば心を丹田に止めることが出来るかと云ふ其の方法は書てはありませぬけれどもとにかくそうすればよいと云ふことだけは昔しから教へてあります、そこで私はその方法を御話しをするのであります。

それには先づ前に申した息の方法で腹にシツカリと氣を養ひ定め、それから、公案と申して天然の法則なる公案といふものを腹の中で讀むのであります、腹で讀むとは腹の中に心を止めて居ることです、^三とか天とかいふやうな、何分自分がそれを置きませう、例へば健々とか、善とか、とか愛とか、佛言現はした文句を先づ以て極めて置きさうしてそれに心を全く寄せて仕舞ふのであります、それには先づ我々の雜念妄想を退治せねばなりません、その雜念妄想を退治するには初めにどうしても腹にウント力を入れて元氣をそこに充實させることが肝要であります、そうして腹に力が来たならば、先づ前に申した公案の文字を腹の中で讀むやうにする、則ち眼を閉ぢて意を腹のドン底にそゝぎ全力を盡くしてそこに心を集注させ、そうしてたゞ其の公案をそこで讀んで居るやうにすればそれで宜敷のであります、それを一生懸命になつて續けて居りますと、心がそこに凝固されるその時を指して私は觀念状態と申します、此の觀念状態になりますと病氣を癒すことも出来れば、又惡をやめ善に遷つることも出来、尙ほモー一應繰り返へして此のことを申して見ましやう。

假りに今健康を得たいと斯う云ふ人があるとしたならばその人は健といふものを以て自己の公案則ち守本尊にする、先づその健なる文字が腹の中に在ると極めて置く、腹の中にはあるがそれが、雜念

の爲めに見出すことが出来ないそこでそれを見出す爲めに腹讀といふことをする、則ち無二無三に腹で讀むやうにしたら宜い、それには眼を閉ぢて腹の中を見るやうにし、そうして健々々と腹で讀む、即ち注意を集める、さうすると段々健といふ力が現れて来る、其働に依つて今現在病氣でありましたも、自分はモー健康體だといふ信念を起すことが出来る。言換れば病氣を忘れて自分は健康體だといふことを腹の底から信ずることが出来る、是には種々の理由もあり説明もしなければならぬことでありませうけれども、今はその時間のないのですべて略して置きますがとにかく私共は確に精神の働に依つて肉體を自由に取扱ふことが出来る、所謂心の働で身體を左右することが出来る、先づ以て健康だ、病氣は無いといふことを腹の底から信じ切つて仕舞ふことが出来る、今に在る病氣も治つて仕舞ふ。今日は此の席にお見えにならぬやうだが、巢鴨監獄の教誨師の方で此修養法で肺病を治した人がある、此人が肺病で随分重かつたところが自分の郷里に於て此修養を一生懸命にやつてスツカリ癒し今で非常の強健體になつて現に監獄の教誨師を勤めて居られる、尤も此人は宗教家であるので信念が非常に強くそれが爲めに觀念を養成する。ことが早かつたので。流石の肺病が治つてしまつたのである、此のことは養眞會の機關雜誌「眞人」と本人の實驗談が出て居るから御覽ください、斯んな實例は擧げて數ふことが出来ない、それ故に先づ病氣などになりまして自己に本當に病氣は無いといふこと

を信すれば病氣は治つて仕舞ふ、何故に此肉體にさういふ變化を及ぼして來るかといふを。世の多くの人には病氣は肉體上に在るものだ、之を治すには物質でなければ治らぬと極めて居るが、それはたゞ一面の道理であつて根本的の真理ではない、眞に病氣を治す力は自分の持つて居る丈自然は我々に健康を保持して居る丈けの力とそうして病氣を癒す力を與へ玉ふのである、眞に病氣を治すのは皆自身に具つた力であつて藥は唯その手助けをするだけのものに過ぎない。どうか是は皆さんの自己の實驗に依つて證明して戴きたい、風邪や腹の痛い位のことを自分で治すことの出來ない者が今日活動して居ることが出來ますか、自分の力を發揮して用ひさへすれば藥などの必要はない、今多くの人が藥を飲むのは監獄に行くのと同じことである、我々は病氣を罪惡とし必ずその罪惡を自己で消滅させよと云ふことを常に唱道して居る、若し之に付て御疑ひがあるならばいくらも實例を擧げて御示することが出來ます、私自身は云ふ迄もなし私共には家族が澤山ありますが、家族一人でも藥の世話になつた者はありませぬが、養眞會の會員にはこんな例もいくらもあると申すとそれならば絶対に藥は必要でないかと云ふに、決してそう云ふ譯ではない、自分で自分の病氣を癒す力をまだ養成しない人は、それは仕方がないから、お藥を服さねばならぬが、然しそれは一時止むを得ぬことであるから、決してそれに安んじてはならぬ、どうしても後には藥などにたよらぬやうにならねばならぬと云ふこと

を申すのであります。實に私共は如何なる方法を講じやうとも、運動しやうと、冷水摩擦をしやうと、如何なる養生法をしやうと、我々の精神界が觀念状態になつて仕舞はなければ眞の健康體を保つことは出來ないのであります。

それから次には肉體ばかりでなく心の健康則ち惡を改め善に遷つると云ふ心の健康と云ふ最も大切なことに就て御話し致します、心の健康を欲するには、先づどうしても、生氣を養ひ精神を凝固にすることが出來ねば駄目です、生氣を養ふの法は前に申した息法で心を凝固にするのは、此の觀念法であります、是れに依つて吾々は惡を退け正しきに處することが出來ます、所謂宇宙の正氣を取つて自己の身に入れることが出來たならば、身を養つて身體を丈夫にするばかりでなく、惡を退ける力を持つて居る、若し吾々に此の惡を退けるの力が無かつたならば我々は實に危険でたまらない、我々の周圍は悉く誘惑に充ちて居る、或者は利慾を以て誘ひ或は權勢を以て誘ひ、或者は美色を以て誘ふて居る、それで吾々が之に對しては言ふまでもなく惡を退けるといふ勇氣です、若し我々に一度此勇氣を持つことが出來たならば惡を退けることなどはなんでもない、如何なる誘惑の手が吾々の身に心及ぼうとも是れを打ち退けることは譯もない、だが若し此力を養成して居なかつたならば今は斯うしてやつて居つてもいつごんな間違ひを惹き起すか知れない。それ故に繰返へし申しますが吾々には必

す此の誘惑を退ける勇氣を養成して置かねばなりません、それには是非とも生氣を養ふこと、精神を金鐵の如くすることであり、其の方法が則ち此の息心調和法であります。

それで私は之を皆様の生力に依つてどうか多くの囚人に授け、とうして彼等に惡を退ける力を附與させて戴きたい。申す迄もない彼等とて決して惡を好んでするのでなく、たゞ其の惡を退けるの勇氣が無い爲めに遂に惡をするのであるから、其の勇氣を與へ意志を強固にさせたならば、必ず彼等とて惡事をしなくなりませぬ。

世の中には免囚保護の方法が完全でなければ決して罪人を滅することは出来ないこと云ふ人があります、成る程それも大切なことには相違ないでありませぬ、けれども私はそれよりも一層大切なものがあることと思ふ、それは云ふ迄もなく囚人に此勇氣を養はせ、放免になりてから、人の保護や助けに依らずとも自分は自分で飽迄働いて行く、自分は一旦惡事を犯した者である、一返でも囚人となつたものである、人が快く容れて呉れないのは當然である、それは自業自得である、だが誰れ一人相手にして呉れずとも最早改過した以上は誠心誠意でたをれる迄一生懸命になつて働く時には必ず今度は天が助けて呉れる、ヨシ犯せる罪の重き爲め天の助けがなくとも仕方がない、假令死んでも再び惡事はしないぞと云ふ此の堅き々々決心と大勇氣とをどうか在盛中に養成させて頂きたい、此の勇氣と

此の強固な意志力があるならば、必ず亦社會の人の助をも受けます、その勇氣や意志力の養成の爲めに、修養をするには、私は在盛中が最も宜敷時であらうと思ひます、言換へましたならば修養所としては監獄などは最も適當な場所であらうと思ひます、妙なことを申すやうなれども私は實にそう感じたことがあります、私は先日監獄を參觀して戴いて感じたことがあります。出來得るならば私は彼の中に這入り一つウント修養して見たいと思ひました、一番氣に入つたのは暗室であります、私は彼の中に這入つて減食させられて、二月居つたならば非常な大人格を養成することが出來やうかと思ひました、又あの獨房などに置かるゝ時には最も修養などに適しはしないか、遷善改過させるに非常な好機會であらうと思ひます、どうか彼等に此の好機會を逸しさせぬやうにして頂きたい。

右に述べましたのは觀念の大意であります、次ぎには確信状態と云ふことに就て御話する順序であります、けれども此の確信状態と申すことは、自力と他力の合致した極處を申すのであり、又是れは息心調和法の眞髓であります故一寸簡短には説きかねますそれを今なまなかの説き方をすると却つて種々の誤解を惹き起すことがあります、此の確信のことは今は略して置き、何れ機會がありましたら改めて是れだけ御話することに致します。

右の調和息と調和心が終りましたならば、その儘にて今度は反省と感謝をさせます。私共は毎日反省をし感謝をして自己の今日までの非を改め是から先善を爲さうと誓へ又受けたる多くの恩に對して感謝をせなければなりません。是は私の息心調和法の修養に於て最も大切にして居るのであります。其反省感謝をすることが頭の中に心が働いて居る時には決してほんとうに反省も感謝も出来ませぬがそれが若し腹の底に心が在つてそこで反省を致しますと六情七欲悉く消え、真心の力が腹のドン底から湧き出るようになるので是に於て始めて眞の悔悟が出来るのであります。私は常に多くの會員に向つて反省をなさい、感謝をなさいとやかましく申して居りますが、此の反省と感謝が眞個ほんとうに出来さへすれば、否でも應でも善い人間にならなければなりません。然らばそれはどういふ具合にするのであるかと申すに先づ息法が濟みましたならばその儘の姿勢にて腹にシツカリ力を入れて置きましてそうして腹の中で反省をし、それから感謝をするのであります。處でその反省と感謝とは人々に依つて意味の違ふことになりますから、今御參考の爲めに子供にやらせる方法を申し上げます。小兒にやらせる方法は兒童修養法と申してその中に此の反省と感謝を丁度小兒に適するやうに説て置きましたから、今それを皆さんの御參考迄に申し上げます。然したゞ是は御參考迄でありますから、皆さんは皆さんに適したやうにしてやつてください。

先づ反省と感謝の文句をこしらつて置きましてその意味を腹の中で深く思ひ詰めるやうにするのであります。併し心の中に思ひ詰めるといふことは始めの内はむづかしいかも知れませぬから人に聞えぬやうに靜に次の文句を読むやうにするのであります其文句は『私は今是まで爲した悪いことは悉く悔ひ改めます、此後は御父様や御母様や先生の教には必ず「背きませぬ」之を靜に三遍讀んで、それを腹のドン底に浸み込ませて置くやうにするのであります。反省が濟みましたならば今度は感謝をするのであります。其やり方は反省の時と同じであります。『私は今日の御恩 天皇陛下の御恩、親先祖の御恩、先生の御恩、兄弟朋友其の他多くの人々の御恩、此五つの御恩の辱きを思ふて深く感謝致します。私は必ず身體の壯健なる、心の善良なる、知識、技能の優れたえらい人になりまして御恩を報じます』感謝と申した處でたゞ有難いと感謝するだけではいけない、何を以て之れに報ふべきかといふことがなければ本當の感謝になりませぬ、そこで此文句は學校の子供に多くやらせる爲めに出来て居るのであります。是れはさう變へても宜敷いのであります。此感謝の時も前の反省の時と同じく靜に深く腹の底に浸み込ませて行くのであります。此の反省と感謝を小兒にやらせますと非常に違つて来る、昨日も婦人會がありました、多くの婦人が集まりましたが、其中で一人の奥さんの實驗談の中に、私の内には五人程の子供が居つてよく兄弟喧嘩をして困つて居りましたが、此修養をやらせ

常に反省と感謝をさせて居りますが、近頃では喧嘩をするに直ぐ反省をなさいと申しますと喧嘩を止めて仕舞ふやうになりました、實に難有うございますと言つて感謝して居られました、子供の中から斯ういふ善良な心を養つて居つたら實によろしきことと思ひます、然し是は子供ばかりでない、私共とても必ず常々反省をし、感謝をして居らなければなりません、私共は若しも一遍反省すれば一遍丈け改過遷善に近づいて来る又一遍感謝をすればそれ丈け人格が高くなる、それに反して反省と感謝を怠つて居りましたならば私共は最早改過遷善も人格の高潮もあつたものではありませぬ、反省といふと消極的で弱いやうだが、さうでない、深く／＼内に顧みるのは高く／＼天に昇るのであります、そうして私共は深く／＼反省をすれば其結果は遂に感謝の念が起きて来ることになり、言ふまでもなく私共の此の着物一枚でも是れは誰れの御蔭で衣ることが出来るのでありますやう。御飯一杯食べるのもさうであります、私は毎日御飯の時には家族一同と共に食卓に就くのであります、私が主となつて黙禮して感謝を致します、其の時には必ず一同と共に一粒の米にも萬人の力あり、一滴の水に天地の恩ありと云ふことを唱へましてから、御飯を頂戴することに致して居ります、それから又毎朝如何なることがありまして、必ず天の太靈と皇祖皇宗、天皇陛下、両親、先祖、先生、其他御恩になつた人を御祀りをして、それに禮拜せざる限りは御飯を戴かないことにして居ります、斯くし

て日々に反省をし感謝することに依つてどうにか人間並に格別悪しきこともせずどうか善い事をしたいご心懸けて居ることが出来るのであります、君子さへ日に三度反省をしようと仰せられました、況して小人凡夫なる吾々に於て是を怠るやうなことがありましたならばそれこそ吾々の破滅の時であります、どうか皆様からして是非共是れを囚人に教へてやらせるやうにして頂きたいのであります、就きましては私は別に囚人丈けにやらせる適當の方法を案出して御相談して見たいと思ふ、さういふやうにして、どうか多くの囚人に修養をさせ多くの囚人を救ふてやつて下さい、彼等は一面は洵に憎むべき者だが一面は亦誠に可哀想なものである、甚だ失禮な申分ではあります、私が今日參つて此の御話しをするのはたゞ御依頼に依つてすると云ふやうな考ではなく、どうかして是れが動機となつてせめて一人の囚人なりと救へ得ることが出来たらば非常に満足であると云ふ希望からでありますから、此の後とて御役に立つならば、出来得る限りのことは勤める覺悟であります今日は案外長時間に涉りましたので御氣の毒に存じます、然しそれでも思ふだけの御話が出来ませんので甚だ遺憾でありますがいづれ機會を得て補足することに致したいと思ひます。

譚叢

處務片言(其四)

在廣陵 眞趣齋學人

綱領 天に私覆なく地に私載なく日月私照なし之を三無私と云ふ官に益む私心を挟むべからず公平是れなり

文書 統計は爲政者の顧問となり又磁針盤たり宜しく確實なる根據に依りて作製し孟浪杜選の誹りを避くべし

戒護 檢束は外部より加ふるものに限るべからず自ら檢束せしむるの工夫を講ずべし自ら檢束するに至れば規矩に合致す

作業 賞罰の伴はざる科程督勵は無意義に了るべし愼怠と低腦を鑑別せざる督勵は一層無意義たるを免かれず

普通一般人より、監獄參觀に就ての感想を聴くことあり、其中に「囚人に對する監獄の手當が斯くも能く行届き、役人の態度も亦た甚た親切を極むるに於ては、之れ懲戒にはならざるべし、而して寧ろ下層社會より比較的上等の生活なるが故に、彼等は喜んで再び入監するの虞れなからんや」と、この感想談を聴くは通例の事にあらずや、普通人の素人觀としては如何にも尤もなることと云ふべく、之を常識の上より考へても敢て不當の考とは云ふ可からず、故に普通人のみならず時には學識あり又た位置ある人よりも、同様の説を聞くこと尠なしとせざる也、然れども到底之れ皆普通人の素人觀たるを免かれずして、一たび之を多年の實験と學理とに照らして考ふる時は、殆んど探るに足らざる無價値のものたるや論を俟たず、吾人は斯かる場合に遭遇する毎に彼等の蒙を啓く爲めに、辯解大に努むる所ありと雖とも、而かも世間一般は皆此素人觀の如くにして、未だ其真相を解

會計

仕拂に際して法規の命する以外に手數と時間を徒費せしむるは自然購入品の價格を騰せて自繩自縛に陥るべし

傾置 宿直者より引繼れたる物件に對しては更らに目錄に照して現品を調査すべし遺漏と齟齬は多く此場合に生ず

用度 少許の費途に注意すべし小さき裂目は大船を沈没さすことありとは「フランクリン」の教訓する所なり

教務 人を社會性に導かんとせは自ら社會的に活動して橋を架け手を曳くの注意あるを要す

醫務 看病夫は醫員の手足にして其注意の厚薄は直接患者の生命に關繫す常時人選を慎むと共に訓練を怠るべからず

予は看守諸君と語る(八)

有馬四郎助

我が親愛なる看守諸君、諸君と共に往々にして

せざること甚だしとす、而して世間一般が之を解せずとて吾人何等相關する所なきに似たりと雖とも、精細に考察し來れば社會の一般智識が幼稚にして、行刑法の真相を理解し得ざるは、利害の感念を誤る損失あるのみならず、人道を解せざるの不幸あり、而して延いては獄政に對する社會の信用減殺せられ、徒らに人心に危虞を抱かしむるに至る果して然らば刑政も亦其宜しきを制するものと云ひ難きや勿論也。

故に吾人は是非共社會の蒙を啓かざるべからず、之れ社會に對する吾人の義務也、而して吾人が社會一般に向つて理解せしむべき要點を擧ぐれば、第一衛生上よりして受刑者の衣食住は、彼の不潔にして放埒なる下層社會の常態に等しからしむるを得ざる事、第二行刑の本義よりして總ての取扱を懇切丁寧にし、苟くも人道に反する處置は之を避けて、人格の向上を助くる事、の二點にして之を説明せんには別段多くの辯を費すを要せざ

るべしと雖ども、假りに普通人の考の如く下層社會に等しき不潔放埒なる、加も營養不十分なる衣食住の状態に受刑者を置くにせんか、彼等は刑罰に由つて受くる精神上の壓迫と苦悶とに堪へるの力を失ひ、必ず身體上に障害を起し、其近因遠因によりて、此に忽ち死亡率の増加を見るに至る、縦し然らざる迄も病因を作りて生涯弱身の憂目を見せしむるは、的確顯著の事實に非ずや、斯くの如くにして自由刑の趣旨を達したりと云ふ能はざるは、識者を俟つて知るべきに非ず、云ふ迄もなく自由刑の重なる目的は、有用の良民を作りて之を社會に復歸せしむるにあれば、或は病死せしめ或は病身となしては、之れ全く其趣旨に反するのみならず第一利害の關係上より考ふるも、斯くては國家の大損耗なること尤も分明なる所とす、更に又た受刑者を人たるの道に於て丁寧親切に待遇する所以のものは、要するに彼等の壊敗せる道念を修理し、平和なる心の上に人格を築かしめんが

爲めにして、是又た必要欠くべからざるに出てたるものとす、古來壓迫威喝冷酷非情懲苦は行刑上唯一の最良手段とせし所なりしが、所謂文明の光に照らされて内外國とも其非を悟り、今は其徒勞無益なる手段と非人道的の方法とを、全く廢止し之に代ゆるに教育的保護的の行刑法を施すに至れり、即ち之れ自由刑の目的を達せんには、是非共然かせざるを得ざるに因るものにして、學理と經驗の教ゆる所亦た如何共すべからざる也。

以上の二要點は之を辯解するに當り、先つ以て吾人辯解者自身の腦裏に、十分の理解と確信とを有せざるべからず、然らざれば蟬鳴と等しく徒らに噪々の聲に止り聽者に何等の感興を與へざるべき也、若し夫れ吾人にして舊習舊慣に因はれ、未だ時代の曙光にも眼醒めずして、此に十分の理解を有せざらんか、社會に對する辯解は兎も角、己が職分上それにて可なる所以の理由何れにあるか、斯くて果して自由刑の賊たる謗を免かれ得へ

き乎、言少く酷なるが如しと雖ども、吾人は斯く評するの決して無理ならざるを信する也、故に今日の司法官にして尙ほ舊時代の行刑法に戀々として、舊習舊慣を謳歌する者ありとせば、彼等は即

ち自由刑の趣旨に逆行せんとする者、斯かる行刑官吏に向つて今日の自由刑の趣旨を達せんことを望むは、之れ所謂木に縁りて魚を求むるの類に非ずして何ぞや、



統計

大正六年三月中入出監並月末在監人員

(△)減

受刑者	刑事被告人	勞務場留置者	乳兒	總計	前月末日		前年同月		前月比較		前年比較	
					現員	在	現員	在	增減	增減		
四八、二九三	三、九六九	七六四	三〇	五〇、九一三	四八、二九三	四八、四七六	三二七	一三四	一〇、五八〇	一〇、五八〇	一〇、五八〇	
五、一八七	四、四八三	一、〇六八	一一	一〇、〇三二	四、八七〇	四、八七〇	三、七〇四	四、二〇八	△二六五	△	△	
四、四八三	四、七四八	一、〇一〇	八	九、九三三	四、八七〇	四、八七〇	三、九六九	四、二〇八	△二六五	△	△	
一、〇六八	一、〇一〇	八二二	三三	五、〇一一	三、七〇四	三、七〇四	七六四	一、〇五五	五八△	△	△	
一一	八	三三	三〇	五〇、九一三	五〇、九一三	五〇、九一三	五〇、九一三	五〇、九一三	三△	△	△	
一〇、〇三二	九、九三三	五、〇一一	三三	一〇、〇三二	九、九三三	九、九三三	五、〇一一	五、〇一一	九八△	△	△	
七、一八	七、〇三	二、一五八	二、一四三	一一、四七三	七、一八	七、一八	二、一五八	二、一五八	一五△	△	△	
一〇、七四九	一〇、六三六	五、三、一六九	二、一四三	二二、二二二	一〇、七四九	一〇、七四九	五、三、一六九	五、三、一六九	一一三△	△	△	
一〇、六三六	五、三、一六九	五、三、一六九	二、一四三	二二、二二二	一〇、六三六	一〇、六三六	五、三、一六九	五、三、一六九	六〇九	△	△	

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

支那	朝鮮	其他	總計
男 五〇、九一三	男 一〇、〇三二	男 九、九三三	男 五〇、九一三
女 二、一四三	女 七、一八	女 七、〇三	女 二、一四三
男 五、三、〇五六	男 一〇、七四九	男 一〇、六三六	男 五、三、〇五六
女 一、〇六八	女 一、〇一〇	女 八二二	女 一、〇六八
男 一一	男 八	男 三三	男 一一
男 一〇、〇三二	男 九、九三三	男 五、〇一一	男 一〇、〇三二
男 七、一八	男 七、〇三	男 二、一五八	男 七、一八
男 一〇、七四九	男 一〇、六三六	男 五、三、一六九	男 一〇、七四九
男 一〇、六三六	男 五、三、一六九	男 五、三、一六九	男 一〇、六三六

統計

大正六年三月末在監者人員表

監獄別	受刑者	刑事被告人	勞務場留置者	乳兒	合計
北米合衆國	男 一	女 一	男 二	女 二	男 一、二、六三
亞西	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一、〇八三
獨逸	男 二	女 二	男 二	女 二	男 八、九
伊太利	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一、〇八三
伊太利	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一、〇八三
伊太利	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一、〇八三
豐多摩	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一、〇八三
東京	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一、〇八三
小菅	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一、〇八三
監獄別	受刑者	刑事被告人	勞務場留置者	乳兒	合計
男 一、二、六三	男 一、二、六三	男 一、二、六三	男 一、二、六三	男 一、二、六三	男 一、二、六三
女 一、二、六三	女 一、二、六三	女 一、二、六三	女 一、二、六三	女 一、二、六三	女 一、二、六三
男 一、二、六三	男 一、二、六三	男 一、二、六三	男 一、二、六三	男 一、二、六三	男 一、二、六三
女 一、二、六三	女 一、二、六三	女 一、二、六三	女 一、二、六三	女 一、二、六三	女 一、二、六三
男 一、二、六三	男 一、二、六三	男 一、二、六三	男 一、二、六三	男 一、二、六三	男 一、二、六三
女 一、二、六三	女 一、二、六三	女 一、二、六三	女 一、二、六三	女 一、二、六三	女 一、二、六三
男 一、二、六三	男 一、二、六三	男 一、二、六三	男 一、二、六三	男 一、二、六三	男 一、二、六三
女 一、二、六三	女 一、二、六三	女 一、二、六三	女 一、二、六三	女 一、二、六三	女 一、二、六三

大正六年三月末日現在受刑者刑名表

(△、減)

刑期名	無期		懲役		罰金		拘留		受刑者數		受刑者數	
	男	女	男	女	男	女	男	女	初犯	累犯	合計	合計
十五年以上	四六七	二一	四八八	八二〇	一、一四六	九四六	七〇六	一五五	一	一	二	一五五
十五年未滿	七八四	三七	八二一	四三八	八二〇	九四六	七〇六	一五五	一	一	二	一五五
十年以下	九、二二二	三二七	九、四四九	八二〇	九、四九六	九四六	七〇六	一五五	一	一	二	一五五
五年以下	六、七三二	二二七	六、九八三	六、九五六	六、九五六	六、九五五	六、一五五	二〇	二七	二七	二六	三
三年以下	六、一四八	二五二	六、四一六	六、三九六	六、三九六	六、一五五	八、八三一	一四九	二〇	二〇	二六	三
二年以下	八、八七二	三八五	九、二五七	九、一〇八	九、一〇八	八、八三一	七、七二九	八四	一四九	一四九	四二六	三
一年以下	八、一三四	三三五	八、四六九	八、五五三	八、五五三	七、七二九	七、七二九	八四	一四九	一四九	四二六	三
六月以下	三、八六八	二一四	四、〇八二	四、〇〇五	四、〇〇五	四、七七七	四、七七七	七	七七	七七	六九五	三
三月以下	一、一六八	九五	一、二六三	一、一〇〇	一、一〇〇	一、七七四	一、七七四	一	一六三	一六三	五一一	三
無期	四六、五五八	一、八七一	四八、四二九	四八、〇六三	四八、〇六三	四八、二一六	四八、二一六	三六六	一六三	一六三	二二三	三
十五年以上	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十五年未滿	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十年以下	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五年以下	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三年以下	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二年以下	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六月以下	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三月以下	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	七三	一	七三	一	七三	一	七三	一	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	一
合計	七三	一	七三	一	七三	一	七三	一	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	一

大正六年三月末日現在在監受刑者罪名表

(△、減)

罪名	男		女		計		前月末日		前年同日		前月比較		前年比較	
	現在	前月末日	現在	前月末日	現在	前月末日	現在	前月末日	現在	前月末日	增	減	增	減
強盜	二四、八五八	八三〇	二五、六八八	二五、六九六	二五、六八八	二五、六九六	二五、五五五	二五、五五五	二五、五五五	二五、五五五	八	八	一七三	一七三
賭博及七富裁	二、四九四	二〇	二、五一四	二、五二二	二、五一四	二、五二二	二、六九六	二、六九六	二、六九六	二、六九六	△	△	一七八	一七八
詐欺及七恐喝	三、〇九七	九〇	三、一八七	二、八九三	三、一八七	二、八九三	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	△	△	一五八	一五八
合計	五、五九八	一八一	五、七二六	五、七二六	五、七二六	五、七二六	五、六三八	五、六三八	五、六三八	五、六三八	一〇	一〇	七八	七八
合計	四六、六八六	一、九二四	四八、六一〇	四八、二九三	四八、六一〇	四八、二九三	四八、四七六	四八、四七六	四八、四七六	四八、四七六	△	△	一三三	一三三
合計	四六、六八六	一、九二四	四八、六一〇	四八、二九三	四八、六一〇	四八、二九三	四八、四七六	四八、四七六	四八、四七六	四八、四七六	△	△	一三三	一三三

總計	警察廳令及警察令	警察廳令	其	郵便電信法	徵兵令	森林法	陸海軍刑法
四六、六八六	三九九	六	一一一	三〇	一七	一三三	三三
一、九二四	五八	三	五〇	三	一	二	一
四八、六一〇	四五七	九	一一四	三〇	一七	一三五	三三
四八、二九三	四七二	一八	一六四	二六	一四	一三一	三三
四八、四七六	五九四	二五	一八五	三八	二二	一六九	四七
△	△	△	△	△	△	△	△
三一七	一五△	九△	四五△	二八△	四△	四△	〇△
一三四	一三七	一六	六六	七	八	三四	一四



計	其	住居ノ侵ス	放火	監獄	公務執行妨害	逃走、犯人藏匿及隠匿	強盜	殺	嬰兒殺	逮捕及監禁	胎	遺棄	重傷	遺失	偽造及誑告	印章偽造	文書、有價證券偽造	通寶、偽造	毀棄及隠匿	贓物ニ關ス	傾	
四六、二八七	二二一	七八	一六五	一、二七	一八	三六	三一	三五	二、一六〇	八	二二	一、四一	三五七	五三	一〇〇	四二	二一〇	二一八	四一	五九三	二、二九三	
一、八六六	一三	一〇	一	二五一	一	一	一	二四	一七九	八一	二	三二	一三	七	一	二八	二	二	三六	二八	二八	
四八、一五三	二三四	八八	一六六	一、三七八	一八	三九	五一	一〇四	二、三三九	一〇	一〇	一、四三三	三七〇	五三	一〇七	四二	二二〇	一、三三八	四一	六二九	二、三二一	
四七、八二二	二二二	八四	一七二	一、三九九	二二	三九	五〇	九四	一、五一一	一一	一一	一、五一六	三三四	五三	一一一	四三	二二三	一、三三一	四六	五八〇	二、二四二	
四七、八八二	一九七	七〇	一六一	一、五〇九	三二	四三	四四	八三	二、四二四	一六	一〇	一、三五七	三二〇	六〇	八〇	四一	一九二	一、一七二	三五	五五三	二、〇七八	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
三三二	一二	四	六	二一△	五△	二△	一〇	二	八△	二△	三〇△	七三	三六	〇	四	一	七	七	五	四九	七九	
二七一	三七	一八	五	一三一	一四	六	七	二一	八五	八六	五〇	七	二一	六六	二八	六	七六	二四三	七六	二四三	二四三	

○監獄作業發展ノ現況

司法部監獄局 齋藤 敬二

歐洲戰爭の勃發するや内地經濟界は頓に消沈し商工業は爲めに一大打撃を受け其影響は延いて監獄作業に及び請負業は傭主より解約を要求し然らざれば工賃の減額を迫る者頻々續出するに至り一時は監獄作業として將來大に憂ふべき現象を呈せしも監獄當局者の不撓不折時局に處するの劃策其宜しきを得たるご其後戰爭の進展に伴ひ聯合國軍需品製作の注文を吾國に引受け更に各種工業の振興するに及び曩に一頓挫せし經濟界も漸次回復順調に向ひ其間監獄當局者は軍需品の委託製作又は新規作業の増設に傾注し一面在監者に對しては指導獎勵法を講究せられたる結果作業の成績著しく進歩し近時新たなる作業を囚徒の手に依り興さんと希望する傭主遞次増加し來りたるを以て各地監獄共從來の傭工錢を増率するの機運に向ひたるは寔

に喜ふべき現象と認むべきなり現に最近十數監獄より本省に報告せられたる工錢増率報告の概畧を列舉せば次の如にして著しき増加率を示せる種類少なからず殊に大阪監獄に在ては歐洲戰以來作業種類の撰擇並に督勵に専ら力を致されたる結果現今著しく進歩し前年度四月より十二月迄の調査に依れば一人平均竹工二十錢餘硝子工三十三錢餘に上り各種請負業を通したる總平均を見るも尙十三錢三厘餘にして前年度の九錢七厘弱に比し三錢六厘強の増加を顯はし又本年一月以來夜業を開始せられたるか當初の見込工錢は一人一夜一錢なりしも一月中の實計算は一錢五厘強に當り豫期以上の効果を收め居れり

請負契約工錢更改增加率

監獄名	作業ノ種類	從來ノ契約工錢ニ比シ増率ヲ割合	改正範圍
豐多摩	麻工(鼻緒眞)	六割七分以内	一部
和歌山	同	二割五分以内	全部

宇都宮	同	二割以内	一部	刷毛工	一割五分弱以内	同
岡山	同	一割五分以内	全部	麻工(横鼻緒眞)	六分以内	同
甲府	同	一割以内	一部	煉化工	三割三分強以内	一部
宇都宮	提灯工	一割以内	同	足袋工	六分以内	同
名古屋	同	六分以内	全部	莫大小工	二割以内	同
水戸	同	五分以内	同	草履工(板裏)	六割以内	同
高知	久留米耕織	五分三分弱以内	同	水晶細工	八分強以内	同
奈良	同	四割三分弱以内	一部	麻工(マニラ麻眞田)	八分以内	同
甲府	久留米耕織	一割五分以内	一部	草履工(ソフトストリツパ)	四割六分以内	同
徳島	木綿織	一割四分以内	一部	縫箔(パテン)	二割以内	同
和歌山	同	一割五分強以内	全部	麻工(マニラ麻摺及揃)	一割以内	全部
静岡	下駄工	一割強以内	一部	蔓細工	九分以内	一部
札罫	封筒工	一割五分以内	全部	縮木綿織	二割以内	同
徳島	同	五分以内	全部	カタン木綿織	三割強以内	同
函館	網工(機械漉)	一割三分弱以内	全部	採炭	二割五分以内	同
札罫	同	五分以内	全部	抄紙工	一割一分強以内	同
同	同	一割五分強以内	全部	草履工(蘭三組)	五分以内	全部
同	同	一割二分弱以内	全部	草履工(下駄表)	五分以内	全部
同	同	二割五分以内	全部	綿木綿織	二割六分以内	全部
同	同	七分以内	全部	金物工(金網)	二割五分以内	全部
同	同	二割以内	全部	帽子工	五分以内	全部

大阪監獄大正五年自四月請負作業工錢調

種目	就業延人員	工錢額	一人平均工錢
石工(概)	六、七〇八	一、〇三三・七九八	一五七・〇七
金物工	三、四九〇	六、三三三・三三三	一八四・〇〇
指物工	五、四四五	六、六三三	一三六・〇九
鐵工	七、三三三	一、三三三・三三三	一八〇・〇〇
滑車工	二、七七七	四、三三三・三三三	一八八・〇〇
木綿織	二、八〇三	三、三三三・三三三	一四〇・〇〇
綿糸織	一〇、一五八	一、六三三・〇〇〇	一六三・〇〇
洋裁縫	三、七六七	六、三三三・三三三	一六八・〇〇
莫大小工	三、五五七	二、七三三・〇〇〇	一四九・〇〇
竹工	四、六三三	九、三三三・〇〇〇	二〇〇・〇〇
角細工	三、九九九	三、九三三・〇〇〇	一三〇・〇〇
硝子工	八、四三二	二、八四三・五三三	三三八・三三
洋傘工	三、八三四	五、六三三・〇〇〇	一四七・九八
封筒工	一、四九七	一、七三三・八三三	一三六・〇〇
ボール商工	二、五五五	四、六三三・〇〇〇	一八二・〇〇
刷毛工	九、六〇七	九、四三三・〇〇〇	一〇三・九〇

和歌山 綿糸織 三割七分以内
 同 蕨工 二割五分以内

同 同

草履工	麻工	合計
五、〇三三	六、六三三	一、一六六
八、四三二	四、〇三三	一、二六六
△五〇・〇〇〇	△四〇・〇〇〇	△九〇・〇〇〇
△九〇・〇〇〇	△八〇・〇〇〇	△一七〇・〇〇〇

備考 △印ハ先書ニシテ前年度ノ人員金額ヲ示ス

○犯罪と迷信 (承第三十卷 第三號)

(A. Hellwig, Verbrechen u. Aberglaube)

大阪監獄監獄警 鈴木勇 抄譯

吸血魔に關する信仰 (Vampirglaube) 死が即ちすべての物の終結であると言ふ唯物論的の考は極めて少數の人の信ずるところで。多數の人は。一度死んでもその者は他の何か異つた形となりて靈魂が尙生存して居て。實際の生存者の運命に對して善惡兩様の作用を及ぼすことが出来る。即ち肉體は死んでも其死靈が生存者の助けともなり又害をなすこともあると信じて居る。彼の死者崇拜と言ふ事は一面には即ち此信念か原因となつて居るも

のであつて。ために死者の靈に犠牲を供し或は祈禱をして其死靈の助によつて自分の幸福利益を得んと欲する様になる。他面に於ては。他人のために殺害された人は。其の仇敵を討つてやる迄は。成佛することが出来ずに。彼れがために仇敵を討つてやる義理のある人を騒がすと言ふ考から。遂に仇討と言ふ事が起る。死者の遺言が此信仰の原因となる事もある。又死者が若し誰か生存して居る者に對して不滿な事がある時には。その人に對して報復する。即ち祟りをなす。其の手段方法として。或は其人を病氣に苦しめ。或は其者を貧困ならしむる等。あらゆる不吉の事を以て恨みある者を苦める。死者が再來すると言ふ此考は全世界到處に存在して居て。其の信仰の一種固有なるものは。即ち吸血魔ありと言ふ信仰であつて。是はスラヴ民の間には神秘的に流行して居る。即ち屍體が充分に消失し盡きぬ時には。夜中に生存者の血を吸ひて終に其者を殺すに至る。而して吸

血魔は他の流行病の如く。人に傳染する者であると信じて居る。クライル及びプロフイのブルガリヤ僧等は。吸血鬼とならぬ様にするために。大齋期 Fastenzeit に懺悔をする。親が吸血魔であれば。その死後に其子供も亦吸血魔となるものである。時としては又生れながらに吸血鬼となる様に出来てるものもあつて。北部獨逸地方では。其の者は生れた時に既に齒が生えてるか。或は身體に赤い斑點がある。或は其他に身體に先天的に何か異常の事があると言ふて居る。ヴァラッヘン地方に於ては。私生兒たる親が私生兒を産むと。其の子は死後に吸血鬼となるとし。露國及び新ギリシヤに於ては。親に勘當された者。ゲルマツィヤ人は各舊家。無賴漢等並に齋戒日 Fasttage に仕事をす人は。吸血鬼となると信じて居る。スラヴ人の信ずるところでは。懺悔せずに死んだ者。例へば自殺者・酒で死んだ者。心臓麻痺にて。頓死した人。魔法使ひらしき。様子のあつた者。異教徒

その他又或る傳染病に一番初めに罹つたもの等は凡て吸血鬼となつて居る。

死衣(經カタビラ)の裾が屍體の口の中に入るか。或は屍體が少しも食料を有して居ない時には。墓の中に在りて其死體は其死衣を嚙下すると信ずる。尙又自分の肉を貪り食ひ。其の食ふ音がビチヤ／＼と聞える。其の音が聞えて居る間は必ず其死人の親族や友人が死亡する。然し死人が吸血鬼となる事を妨げる事は稀にある。そのためには其屍體の口の中に壹ペンニツヒの所謂屍鏡を入れてやるか。或は其頤と胸の間に一枚の紙或は一塊の土又は繪畫を置く。其他又屍體が噛むことの出来ぬ様にするため。口を結び塞ぐ。屍體を死んだ家から運び出す時には。其足を持ち或は闕の下を通して屍體が運び出す。

かくすれば屍體が再び歸つて來様としても。其の通る路が知れぬ様になるから安全であると思つて居る。かくの如き防禦策を忘れるか又は無効であ

つた時には又色々な事をする。東部獨逸にありては。其棺の中に一つの魚網或は罌粟粒を澤山入れる。そして屍體は其網にある結び目を一年に一つ宛解く。又は一年に一個の罌粟粒を集めるものであるから。其の有る丈けの罌粟粒を残らず皆集めるか。又は網にある結び目を皆悉く解いた時に初めて生存者に祟るものであると思つて居る。ルーマニア人は。死者が棺から出て來ない様にするために。屍體の兩足を錠を下す。その上に又吸血鬼となりはせぬかと言ふ疑のある屍體の入れてある棺は。縮棒と鐵釘を以て特別に固く締め固めて置く。

以上述べたる諸例は。屍體凌辱罪を構成する迄には至らぬ豫防禦である。然れども屍體が墳墓を去ることを防ぐに最も確かなる方法は。屍體の足の腿を切るか。頭を截り去るか。或は屍體の手足を釘を以て棺壁に打ち附ける等である。近來に於ては歐洲では。只だ東部地方に於てのみ斯の如き屍體

凌辱事件が知れ渡つて居るけれども。西歐の文明國にありても。斯の如き事件が全くないとは保證する事は出來ぬ。レーヴェン・スツインム氏は露國に起つた斯の如き事件を報告した。千八百九十二年八月に「ゴヴノ」に於て一農婦が縊死したが。正教派の僧は。自殺者の靈魂は惡魔に成ると思つて居るために。其葬式を拒絶し。且つ鐘を鳴すことを欲しなかつた。そこで其女の小供等は彼女が祈禱も聖餐もせずに死んだから。墓所に於て成佛することが出來ずして。現世界を逍遙すると思つて。屍體の頭を截り去り其れを屍體の足の所に置いた。ベンザに於ては千八百九十三年に或る巫女が死んだところが。其の墓を發掘してトリネコの木で製した杭を其屍體に突貫きて再び墓に埋めた。種々取調べた結果此犯罪はすべての村人が集つて合議して儀式的に決議して。皆の者が共同して行ふた犯罪である事が判明した。

畢竟屍體が吸血鬼となつて墓から出て來ると傳染

病が流行するから。其を防ぐためにかくの如くして屍體の出て來るのを妨ぐる積りであつた。カザン裁判所にて重な犯人十二人を十六ヶ月の懲役に處する筈であつたけれど。其人民の知識的發育が幼稚にして自己及び家族の生命を助けんとする迷信の結果なる情狀を酌量して。單に一ヶ月の拘留に處した。

ハンガリー新聞紙の報道によるに。ベック村に於て最近に十九歳の一農家の若者が肺結核にて死んだが。既に葬式も済んだ後に。彼れは病氣のために自然に死んだのでは無いと言ふ噂が起つたので。其後間もなく官命によつて屍體を發掘したところが。屍體の心臓・頭及び足には約二十五仙米突の長さの釘を打ち込んで。其で屍體を棺の底に打ち附けてあつた。其死者の母と兄弟等が。屍體が再び墓から出て來ぬ様にかくの如き慘事を演じたのであつて。實際肺結核で死んだのであると言ふ事は解剖の結果判明したが。犯人等は屍體凌辱

のため裁判所に送られた。

コルベスツ村に於て一農夫が肺炎で死んで埋葬した。次の週間に既に村人の間に彼れの死霊が歸つて來ると言ふ評判が起つた。内には其霊が空中を飛行して來たのを見たと言ひ。又は牧羊にとりつくために牛小屋に飛んで來るのを目撃したと言ふ者さへあつたので。村人會議を開いて決議した結果早く塚を明けるために。夜中に村人等は武裝して。ランブとシヨベルを持つて墓地に赴いて。屍體を發掘してその屍體の心臓を取り出して。肥料又把を心臓に突き刺して焼き棄てたために。終に刑事問題が起つた。

千九百三年アドブドバニアに於て。兼ねてルーマニア人が巫女として噂して居つた一老女が死んだところが。例の迷信の結果灼熱した小鎗をその心臓に突き刺し。其口には鐵片の小さいのを澤山入れた。そして屍を棺の中に俯向けにして入れた。埋葬後に其が知れて犯人は嚴重に處刑された。

千八百九十七年ルーマニアの一村落ジュードウン

ガルンに於て。一農夫が其妻を大變慘酷な目に合せたところが。其妻の死後に甚しき悔恨の情に責められ。夜間に亡妻の死霊が彼の跡を追ふて來て喉を絞めると迷信して。遂に金とブランドーを出して三人のルーマニア農夫に頼んで。彼女の墓を發掘させ其衣物を焼き屍體を切りサイナマした。マンハルト氏の報告によれば。ブレスラウの古代遺物博物館に保存せる。孔の明いた頭蓋骨は。同じく此種の迷信によつたものと思はる。其はデイヘルンフルト地方に於て發見されたもので。十二時(一時は約八分五厘八毛に當る)の長さを有する一本の釘が貫いてある。

千八百九十二年頃ボムメルの東部に於て。生れて一歳足らずの私生兒が死んだ。其に引き続き間もなく其母が死に。其葬式が濟むか濟まずに彼女の妹が瀕死の重病に罹つた。其は何か或る傳染病であつたであらうと思はるが。然しよく判明

しなかつた。そこで親族會議の結果先きに死んだ乳兒が吸血魔であつたに違いないと言ふ事になつて。彼(死兒)の靈が後に残つて居るものを誘ひ出さぬ様にするために。その死兒を無害の者となせと言ふ。其死兒の祖父の意見によつて。三人の親族が夜中に墓地に赴いて。其墓を發掘し棺を出して開いて鋤を以て屍體の頭を胸から截り離した。其際に出た液體を一部分集めて持ち歸る事にした。此物凄き仕事が濟んでから。墓は再び前の通りにした。而して此の嘔氣を催す様な不潔な液體を愈々益々重態に陥りつつある病人に注ぎかけた。ところで兎にも角にも其病氣は全快したから。勿論彼等は。其奇妙な療法が其病氣を全治させたものと確信して。此事は随分大評判となつた。

以上述べた數例は只だよく知れ渡つた者のみであつて。實際此の犯罪數は其十倍にも達して居る様に思はる。是を以て見るに。吸血魔に關する迷信は。今日尙刑事政策上多少必要なるものと思は

る。

千九百五年オデツサよりの報道によれば。グリム半島に於て。一人の露國の村僧が殺された。即ち人々が兼ねて魔法使ひであると言ひ居つたところの一老人が死亡したところが。其死後全く雨が降らずに甚しき旱魃のために。すべての農作物は殆んど枯死した。そこで村人等は種々協議の結果此不幸事を免るるには彼の老人の死霊を和げねばならぬ。そしてその目的には。其骸骨を夜中頃に掘出してギリシヤ教僧が聖水を其に洒ぎかけ。其後に再び埋葬せねばならぬと言ふ事に決定した。そこで或日曜日村民等は長い行列をなして墓地に赴いた。童女等は炬火を持って先頭に立ち。其に續いてグアイオリン弾き及び笛吹き。葬式歌唄ひが行た。さて發掘した屍骸を木に立てかけて。村の音楽家等の奏樂に連れて。四五十人の村人が其屍骸の周圍を取り圍んで奇妙な踊りをした。突然其踊り子等の中央に。村に居るギリシヤ教僧コン

スタンチン神父があらはれたところが。村人等は喜んで彼に向つて喝采した。即ち彼等はコンスタンチンをして聖水を屍體に洒ぎかけさせようと欲して居つたから。丁度幸である喜んで。彼れに其を頼んだか。彼れ教僧は。かくの如き行爲は瀆神的であると譴責して。彼等の迷信を呪罵し。且つ斯の如き罪惡的・背信的の式を彼等と共に行ふことを固く拒んだ。そこで村人等は。既に多少酒の機嫌もあり。且つ音楽と舞踊とによつて甚しく興奮して居つたので。教僧に對して忿怒して。屍體の靈は既に此教僧に乗り憑りて。更に新しき禍害を及ぼすから。此僧自身が既に一つの眞性なる魔であると叫んだ。熱狂せる群衆は教僧を捉えて墓穴の中につき落し。其上に前述の屍體を投げ込んで其上に土石を積み上げた。翌日になつて二人の村女が警察に此事を知らせたので。人を墓地に派して墓を發掘したが。教僧は既に窒息して死んで居つた。是は露國に於て實に吸血魔に關する迷

信のために。人命を傷ふた著しき例である。然し大體から言ふと。此迷信のために直接人命を害することは甚だ稀有であつて。多くは單に屍體凌辱たるに過ぎぬのである。病氣を樹木に移して全治させると言ふ迷信。多數の人民は。病芽を他の生物或は無生物に傳染させて。自分の病氣を全治させ得ると信じ。其目的にシバシバ樹木を使用する。例へば榛の木に瘤をこしらえたり。又は自分の病氣に罹つて居る部分を亞麻布に觸れしめて。其を樹木に吊り上げて置く。かくすれば其病氣は樹木に移行して自分の病氣は全治する。或は樹木に孔を明けて其中に自分の病的産物を入れる。(例へば、唾液・汗・血液・膿汁・毛髮・爪片・或は患者の食ひ残した食物等。)其からその孔を再び閉鎖する。而も其樹木が尙枯死せず成長する時には自分の病氣は全治すると信じて居る。

此の如き方法を「病栓を打込む」或は「病楔を打

込む」或は諧謔的に「健康穿孔」と名け。種々の未開人間に克く知れ渡り。又今日尙種々の文明國殊に獨逸の諸地方スイツツル・ホヘミヤ・スタエアマルク・エゲルランド・ジーベンビュルゲン等のみならず。流浪民・南スラヴ族・ハンガリー等にも盛んに行はれて居る。而して種々の疾病に應用されるが齒痛・骨折等に最も多く用ゐられ。又黃痘・ペスト・痘瘡・發熱等にも用ふ。流浪民等は女の不妊症は惡魔の作用によつて起る一種の魔病である。信じ其を治すために此法を用ひる。此「病栓打ち込み」は原則的には一樣であるにもせよ其の手段は種々多様であつて。その際用ふる樹木も。異教崇拜に一定の關係ある樹木を用ゐる。且つ其は此他の魔法的手段の際にも。大なる作用を及ぼす所の樹木。或は甚だ急速に成長する樹木を用ひる。此の急速に成長する樹木を用ふる所以は。病毒に最も速に打克つ事が出來ると信じてゐるためである。柳・接骨木・木犀・菩提樹等を用ふ。フ

グランド及びラウジツツに於ては雷が落ちかかつた樹木・ハンガリーでは墓地に生えた樹木を最も適當なるものとして用ゐる。かくの如く其目的に用ふる樹木にも一定の條件を要すると同様に。其を實行する日と時刻にも規定がある。即ちシバシバ金曜日或は耶穌復活祭前金曜日又は元日其他一定の日に於て。而も日の出の際か又は月が虧ける際に實行する。

千八百五十年頃にババリア國のアルゴイに一老人が住んで居つたが。此人は人々の齒痛及び其他すべての疼痛を治癒させるために。患者の毛髮・指爪等を紙に包んでそれを一本の果樹の樹に孔をあけて充める。然る時はその周圍の樹木は枯死して。其病氣は全治したとの事である。此例で見れば其用ゐられた樹が枯れると言ふ事は病氣の經過に對しては何等の惡影響を及ぼさぬ様に思はれる。

ババリア國に於ては。又癩癩に對して一定の儀式

の内に患者の血液を取り。豫言者ユーザイアス(キリスト前七百四十年乃至七百年の頃に居つた人)の言葉「彼は實に吾等の病氣を負ひ。君等の疼痛を引き受けた」と言ふ句を紙に書いて。其を血液の中に浸し。キリスト復活祭前金曜日の。日出の頃に神に祈りつつ。其紙を果物の樹に孔をあけ其孔に充める。其後尙一度主の祈禱と信仰の祈禱をする。然る時は癩癩が治るとしてゐる。此方法に於ては純粹の異教的手段のみならず多少宗教的色彩を帯びて居る。

スタイエアマルクに於ては。病氣携帯者と思はるる物を。主として柳・接骨木・桃木等に孔をあけて栓をする。此際常に注意せねばならぬ事は。此法は必ず東側に於て且つ日出の頃に實行す可しと言ふ事である。癆症を療治するには患者に刺絡法を施して。一本の櫻の木に出来る丈け深い孔を穿ち。其孔の中に其の出血を洒入する。樹が枯死すれば病は治癒する。茲に於ては病が治る代りに其樹は

枯死するから畢竟犠牲者となつた譯である。南スラヴ人は此方法を病氣の豫防にさえ用ゐて居る。

小兒が第一齒を缺かした時に。老婦は其齒を一本の古き柳に孔をあけて。その孔に其齒を充めて孔を閉ぢる。かくすれば其小兒は一生涯齒痛に罹らぬと思ふて居る。

流浪民等は「ヘルニヤ」と甲状腺腫には月の虧ける頃に。又不妊症には月が漸々滿つる際に。菩提樹の中に栓をする。而して樹が成長すれば病氣が治癒すると言ふて居る。

既に罹つて居る病氣を治癒させる。即ち既に存在せるものを消失せしむるためには。月が虧げる頃に行ひ。是に反して何か新事を生せしめんと欲する時には月の滿つる頃に種々の手段を實行する。是等の迷信が假令稀にもせよ尙現今に於ても實施上の問題となると言ふ事は。次に記す如き二三例を見れば判る。

ツォンセンのグリエニクの一農夫は。其の家の近くにある一本の街路樹に孔をあけて。その穴をテール様の液體で充たし。其後に木栓をしたと言ふ告發によりて。陪審裁判所に於て三十「マルク」の罰金に處せられたが。伯林第二地方裁判所刑事法廷に於て千九百三年三月十日には辯護士の申請による證人を召喚する迄もなく無罪の判決を受けた。

第二の例は詐欺事件であつて。千九百五年十一月ツースマルスハウゼンの陪審裁判所に起つた。呪文を唱えたり、病人の指爪及び毛髪を埋めたり、祈禱をしたり、枝分ちせる蠟燭を用ゐたりしてすべての種類の疾病を治癒すると自稱して。或無病なる小兒にヘルニヤがあると詐りて其を治療するとして種々の怪しき行をして金錢を詐取したために。十八日の懲役に處せられた。此犯者は自ら其方法が有效のものであるとは信せずして。是れは他人の迷信に乗じて不正をなしたのである。

以上述べたるが如き「病氣の栓をする」と言ふ事は實際效力を有するものであると信じて。その迷信の結果に犯罪となつたものとすれば。それは勿論罰す可きものにあらず。或は極めて輕き刑を科す可きものである。然しながら是に反して。同様に此方法が效力あるものと信じてするにしても。單に自ら助からんとか病を治癒させようとする目的でなくて。呪咀の意味で即ち惡意を以て樹木を穿つことも稀にはある。例へば樹幹に孔をあけて敵者の衣服の一片を充め込んで置く。其の樹が枯死すると共に呪はれた人間は自然に衰弱して遂には死すると言ふ者が動機となつた場合がある。是等の場合には等しく迷信の結果ではあるが。其行爲の動機・目的が惡意であるから刑罰する上に於ては少しも酌量する必要はない。然しながら是と同様に等しく敵者を害すると言ふ目的にもせよ。又多少酌量せねばならぬ場合がある。即ち盜難の際

にかくの如き方法によつて其盗人を害して。被害品を取り戻さんとするが如き場合である。ポーランド人は盗難に罹つた時には。白楊樹に孔をあける。其の孔をあける際には必ず錐は左方に旋回させつつ孔をあける。その孔の中に被害品と同一の品物をつつ入れ。其後その樹で作つた木栓で孔を塞ぐ。然る時は盗人は間もなく其白楊樹の葉が震ふて居る様に身體を震はせながら。被害品を再び持つて來ると信じて居る。東西プロシヤに於ても同様の事を信じて行ふて居るが。然し此地方では其孔を一層深くして樹の中央に達する道も穿つその孔の中に入れた品物が腐敗する様に。盗人も亦腐敗するから。若し其盗人が自分の死ぬる事が嫌であれば其盗んだ品物を返却すると信じて居る。又樹の中に釘を打込んでしまへば。八日間の内に盗人が死亡することも信じて居る。是等の場合には悪意を以つてした行爲ではあるが。被害品を取り戻さんとする目的で。迷信の結果なした犯

罪であるから。刑罰上多少情狀を酌量する必要があると思ふ。畸形兒は惡魔の取換え兒であると言ふ迷信。未開の民は病氣及び死のみならず。身體の畸形も畢竟惡魔の仕業で出來たものであると信じて居る事がある。多くの野蠻人には。畸形兒は惡魔の權化であつて。其兩親及び家族を害する者であると信じて。其を殺害する風習がある。又歐洲就中スラブ族ゲルマン族ローマ族並にケルトン族にありても。不具者を憎惡することが盛である。是等の人々は赤毛を有する人を愛せぬ。且つ老いたる醜き女は魔女であると信じ。畸形兒は惡魔が密かに取り換えた兒であると思ふて居る。頭が無細工に大きく頸が太いか。或は甲狀腺の腫れたもので。視力弱く。鼻が平たくて。口が廣く。足は短くて曲屈して居るか。又は話しがし難い智力の發達の鈍い兒。又は身體の發育の弱い兒である。「ラヒチス」性兒「クレチレ」病兒。或は精力弱

い兒は皆惡魔の取換え兒であると信じて居る。

(未完)

○指紋の法則

司法省指紋部 藤井 藤藏

一、指紋法の研究

指紋學は最近發達したる一種の科學なるが故に之が研究を要すべき問題尠からずは常に唱道せらるゝ所であるが、其研究たるや大數觀察の結果各指紋が有する法則を發見するにあらざれば適實なる斷定を下すことの出來ないのは云ふ迄もない、が併しながら之を研究せんとするには多くの材料と多くの手数を要するから實際行ふことは容易ならざる問題である、然るに今や當指紋部に保管せる指紋原紙も三十二萬枚を超へ、又之が整理も完備し來つたのであるから指紋に關する研究は今後に待つべき問題であると思ふ

茲に報告する事項は現在指紋原紙の實數調査と、其調査に依り得たる指紋の法則、則ち大數觀察の結果に依つて各指の有する特徴を發見し得たと云ふのであるが、それとて左手中の示指、中指、環指に過ぎない、此の如きは決して吾人を満足せしむることが出來ないのであるから更に研究の歩を進め、左手と右手との指紋關係、五指相互間に於ける指紋關係、男女間に於ける指紋關係、地方人種と指紋の關係、犯罪と指紋との關係等に就て調査して見たいと思ふ、果して何等か特徴を發見し得るであらふか、夫れは研究の結果に待つの外はない、若し何等の特徴をも發見し得ずとしたならば其調査は徒勞に終るのであるが、吾人は決して否らすと思ふ、則ち各關係に於て特徴のない事夫れが研究の結果であるからである、併し其研究の結果は尙半歳の後にあらざれば發表することは出來ないのである

二、指紋原紙の實數調査

大正五手十二月三十一日現在指紋原紙は三十二萬三千七百十三枚なることは前號に於て既に報告して置いたのであるが、其數たるや各監獄に於て作成したる原紙の報告數を累計し其中より死亡、重複等を差引したるものなるのみならず、指紋法實施後約十年の間加除を施しつゝあるのであるから統計上の數が果して指紋函に於ける實數と符合するや、否や殊に指紋法實施後未だ會て之が調査を遂げたことがないのであるから此際指紋原紙の實數調査は最も必要なる事柄と認めたるが故に、指紋部員は一舉して本年三月三十一日現在原紙の枚數調査に四月五日より着手したのである、其結果によれば

一、調査に依り得たる原紙實數

三十二萬七千九百五十三枚

一、枚數の調査のみに從事せし職員

八名、四日間(延三十二人)

三十二萬七千有餘の指紋原紙は整然として指紋

部に設けある二十個の函に收められてあるから之を一見するも敢て夥多なりとは感せざるが、若し之を廣く延ばすときは七千二百八十八坪となり、又之を縦に繼ぐときは二十七里二十四町に達するのである、之が整理、記入、對照等に從事する指紋部員の勞も容易にあらざることを想像して貰ひたい

今回行ひたる指紋原紙の實數調査は、現在保管原紙の確實なる數を得んとするにあると同時に他に二個の目的あり、則ち原紙の排列を調査し入れ違ひあるときは之を整理すべきこと、並に三十二萬有餘名の有する指紋が如何なる法則を有するやを發見せんとすること之れなり、以上の調査に基き得たる結果によれば原紙排列の不整(則ち入れ違ひを發見したるもの)二百七枚に達したり、之れ年々數萬枚新たなる原紙を挿入し又は受刑事項の追加報告若しくは「要對照」等の爲め引出すもの數萬に達するを以て二百枚の排列不整取て多きに

あらずと思ふ、之れ千慮の一失だにも當らず又指紋部員も新陳代謝何れの時代に入れ違ひありしや明かならざるも今後斯る過ちを再びせざるを期し居るのである

三、指紋の所謂法則

指紋の所謂法則とは則ち科學的數理の研究に依て吾人の各指が有する特徴を云ふのであつて詳言すれば左手は左手、右手は右手として、又又手中の示指は示指として、中指は中指として、又男子は男子、女子は女子として通有する所の原則を指すのである、それは恰も在監者の死亡率千人に對し通常十八人乃至二十人の間を昇降して居ると同一理由で、之も年別若くは監獄別に觀察するときは一様ならざるも、年を累ね數を増すに従つて特別の事情のない限りは其法則が實現して來るのである、指紋に於ても亦然りて必ず動すべからざる一定の法則のあることは疑ふべからざる事實であると思ふ、夫れは何うしても大數觀察の結果にあ

らざれば發見し得べからざる問題で、其數が増加すれば夫れだけ價值ある特徴が現はれるのである。現行指紋法は云ふ迄もなく明治四十一年犯罪人異同識別法取調會に於てハンブルグ式に當時市谷監獄在監四千五十七名の指紋を根據として指紋の價の上に訂正を加へ(乙種蹄狀紋及び渦狀紋に對して)決定せられたるものであるが、其根據とせられたる人員は僅々千人に過ぎないのであるから之に依て本邦人の有する指紋の法則を發見するに十全なる材料と認むることが出來ない、故に吾人は今回指紋原紙の實數調査を爲す機會を利用して各指が有する指紋上の特徴を發見せんと試したのである、それとて詳密なる調査を遂げ得た譯ではない、若し強て理想の如く研究せんとせば數年間を要するであらふ、加之指紋事務の全般に大なる影響を招き調査完了に至る迄對照記入等全然中止せざるを得ないのであつて、此の如きは到底實行し得べからざる事柄である、故に事實の許す範圍に於て

調査して見たのであるから素より隔靴搔痒の憾あるは免れざるも只將來斯學を研究せんとする人の參考資料に供したいと思ふに外ならぬのである

四、大數觀察に依り現はれたる特徴

大數觀察に依り指紋の特徴を得んが爲めに現在

左手に於ける示指、中指、環指の有する價

種別	指 (指則ち萬位)						中 (指則ち千位)						環 (指則ち百位)						合 計	
	弓 狀		蹄 狀		獨 狀		指 頭 隆 起		指 頭 隆 起		指 頭 隆 起		指 頭 隆 起		現在指紋	千分比例				
	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	現在指紋	千分比例						
紋(1)	二〇、二三八	六二	一、二〇八八	三七	二、一四四	七	三、四七〇	三五	二〇、〇〇〇	一、〇〇〇	九八三、八五九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇					
種(2)	四四、五九三	一三六	五、八七五	一八	六二九	二	五、〇九七	五二	二〇、〇〇〇	一、〇〇〇	九八三、八五九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇						
(3)	二八、六七三	八七	三三、五五二	一〇二	一七、三一四	五三	七九、五三九	八一	二八、〇〇〇	一、〇〇〇	九八三、八五九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇						
(4)	三五、三三六	一〇八	四六、六二〇	一四二	二六、一三六	七九	一〇八、〇九二	一〇九	三三、〇〇〇	一、〇〇〇	九八三、八五九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇						
(5)	二八、七八三	八八	五三、二二二	一六二	三一、九〇〇	九七	一一三、九〇五	一一六	二八、〇〇〇	一、〇〇〇	九八三、八五九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇						
(6)	二〇、五四四	六三	五四、五一六	一六六	五九、二四九	一八一	一三四、三〇九	一三七	二〇、〇〇〇	一、〇〇〇	九八三、八五九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇						
流(7)	三九、〇九五	一一九	六〇、二四五	一八四	一三〇、七九四	三九八	二三〇、一三四	二三四	三九、〇〇〇	一、〇〇〇	九八三、八五九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇						
流(8)	四九、七九二	一五一	四一、二六二	一二六	四七、七四四	一四六	一三八、七九八	一四一	四九、〇〇〇	一、〇〇〇	九八三、八五九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇						
流(9)	五三、七八七	一六四	一五、七四二	四八	七、九二九	二四	七七、四五八	七九	五三、〇〇〇	一、〇〇〇	九八三、八五九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇						
損(10)	七、一一二	二二	四八三一	一五	四、一一四	一三	一六、〇五七	一六	七、〇〇〇	一、〇〇〇	九八三、八五九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇						
合 計	三二七、九五三	一、〇〇〇	三二七、九五三	一、〇〇〇	三二七、九五三	一、〇〇〇	九八三、八五九	一、〇〇〇	三二七、九五三	一、〇〇〇	九八三、八五九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇						

(未定)

○信仰呼吸法を推奨す

苅屋老龜

在監者の心身修養に就ては、教誨教育作業規律さては衛生の各方面よりして、之が指導獎勵に怠らぬところであるが、理想通りに進んで呉れぬ事は何れも苦心して居る、此一助として予は「呼吸法」を推奨したのである、近來藤田靈齋氏の「息心調和法」が我監獄界に紹介されたのは喜ぶべき事であるが、予は別に信ずるところありて、此「呼吸法」を推奨したい、何となれば此「呼吸法」は在監者が平素精神修養の方法として教誨師又はその他の吏員より聽聞し、且つ書籍より得つゝある信念の養成と相關聯して、彼此相助けてその効を完ふするものがあるからである、

「呼吸法」は具さには「信仰呼吸法」と稱すべきものであつて、その形式は岡田式靜坐法より採

保管に係る三十二萬有餘の原紙を萬位別、千位別、百位別の三段に區別したのである、萬位とは謂ふ迄もなく左手の示指、千位とは同中指、百位とは同環指にして是等三種の各指が如何なる特徴を有するか、則ち調査の結果は左の通りである

り、是に一種の信仰的觀念を加へたものである、予は去大正二年中岡田式靜坐法を學び、爾來熱心に研究し實行したる結果、尙足らざるものあるを悟り、終に此「信仰呼吸法」を發見し、獨り自ら之が實行に精勵し、著くその効果を實現しつゝあるを喜べるものである、所謂効果は精神的に生理的に自覺しつゝあるが、之を他人に勸めて實行するに至つた人は皆自分と同様に實効を收めて居る。

獨り在監者に對して有効なるのみではない、普通一般の人、何人とも雖も一回は一回丈の効果がある、故に之を在監者に實行せしめんとせば先づ吏員から之を試みねばならぬ、希くは讀者諸君は左の方法によりて數日若くは數十日之を實驗せられよ、必ず首肯する所があるに相違ない。

○信仰呼吸法要領

近來諸種の方法を以て吾人の健康を増進し、精神の修養を圖らんとするものがあつて、其有名なるもの、みにても十を以て數ふるに至つて居る、何れも主唱者の自信と經驗とに依つて、相當の

効果はあるに違ひないが、吾人信仰を有するものとしては今一つ満足出来ない點がある、信仰眼より見る時は信仰的のものが欲しいといふ感があるのである、予は茲に諸種の方法中より其長所を探り、且つ予自身の信仰に訴へて其足らざるを補ひ、特に「信仰呼吸法」と名づけて、之を同志の人々に傳へんとするのである。

第一、此法を行はんとするには適當の時を選ばねばならぬ、一日中最も適當の時は、早起洗面後と夜分將に就寝せんとする時とを最も良しとし、其他は四六時中任意に之を行ふを可とする、二回よりも三回、三回よりも五回、多き程効果も多いのである。

第二、適當の場所を選ばねばならぬ最も適當の所は佛前に如くはない、併し一日中度々之を行ふに當り、一々佛前にてといふ事は困難であるから成るべくは佛前と定め、其他の場合は行住座臥機會さへあれば之を行ふといふ事にするのである。

第三、姿勢、坐して居つても歩行して居つても、椅子に懸掛けて居つても、常に眞直なる姿勢を取る事が必要である、但し眞直なる姿勢とは、胸を挺つて反り返る事ではない、反り返るときは身體は後方に曲つて居るから不可である、そこで下腹に全身の方を込め、胸先の處で一吋緩みをつけて、反らず屈まず穩かなる姿勢を取る事といふのである、而して坐する時には膝頭を少し開いて足を尻の下に深く重ねておく、手は膝の上に軽く置くがよい。

第四、呼吸法、呼吸は深い丈がよいのであるが、深く呼吸するために苦いのはよくないから、苦くない程度で深くするのである、

る身心を興へられる事になるのである、論者或は云はん信仰に入るの身に其心想中に佛心透入す、故らにかゝる方法によりて如來の御心を吞吐する如き事を爲すまでもない、然し一たび信仰を得たるものは大悲光中に攝取せらるゝ身である、自ら力めて佛心を我身中に迎へ入るゝの要はないのである、併しながら凡夫の悲さは之を覺知せないのである、覺知せないゆへ佛と凡夫との接觸を感じない、爲めに信仰ある人も身心の汚穢を感じる事になるのである、宇宙に遍滿せる佛心を呼吸するといふ事は、佛凡一體の尊さを日夜自覺する無上の良手段であるから、予自身も之を行ふて益々健全なる身心を得、佛恩報謝に努力せんとする所以である、此方法は生理的には身體の血液を遺憾なく循環せしめ、精神的には一呼吸毎に佛陀の大悲智によりて向上せしめらるゝのであるから、身心の修養上此上もない効果がある、未だ信仰に入らざる人も此方法によりて、信仰の機縁を熟せしむる事を得る、又既に信仰の眞味を體得したる人は、益々信仰の活動を得るに至るのである、身心の修養に志ある人は、速に實行し玉はんことを切に勤める次第である。

且吸ひ込む時には下腹を引つ込める心持になり、吐き出す時には下腹を十分張り出すのである、是は慣れない間は一寸困難であるが、少し練習すればすぐ出来る、此呼吸法は常に維持繼續して、寸分時も下腹の力を抜かない様にする事が大切である、かくする事によりて下腹は非常なる緊張をなし、白隠禪師の所謂「打せざる徳」の如くなるのである、

第五、時間、五分でも十分でも行はぬよりはよいのであるが、餘り少いのは効果がないから、少くとも一回に三十分間は行ふがよい、出来るならば一時間もやるがよいのである、

以上は形式に關する方法で他の呼吸法や靜座法でも主張して居る、其長所を取りて予は右の如く定めたのであるが最も大切なるは形式よりも精神である。

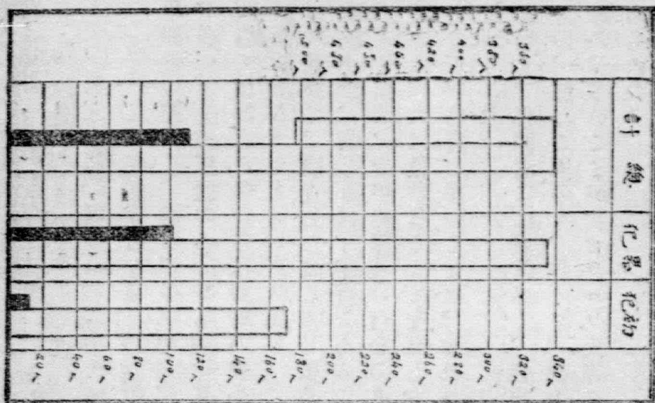
第六、觀念、此觀念が「信仰呼吸法」の特色であり主張である、多くの方法の中には無念無想を勤めるのもあり、一心に一つの問題を考へさせる方法もあり、或は觀念を求めず一心を要せず念頭

の善惡是非は去來するに任すといふ方法もある様であるが、予の方法は吸ひ込む時は宇宙に遍滿せる盡十方無礙光如來の御心を自分の鼻の孔より、腹の底まで吸ひ込み、而して自分の煩惱に汚れたる五臟六腑を此如來の御心によりて洗ひ清めて、其汚れたる氣を又鼻の孔より寸分も殘らず吐き出して舞ふのである、かくて我は一呼吸毎に如來の御心によりて清められ、邪惡不淨の念慮は全身の血と共に淨化せられ善化せられ、信仰的生活を爲すに遍滿な

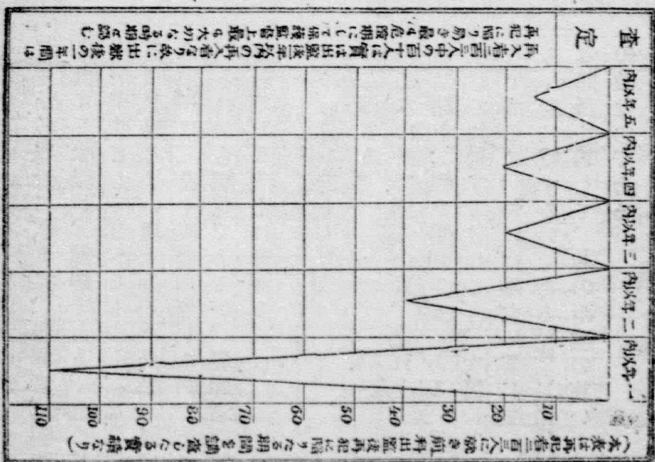
累犯研究料査

宮城 鹿洋生

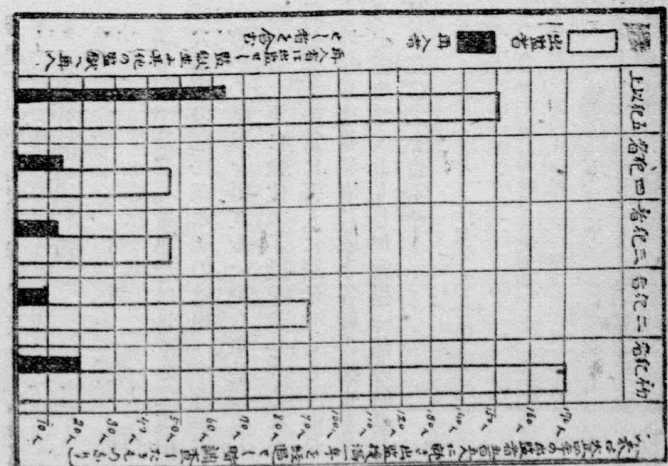
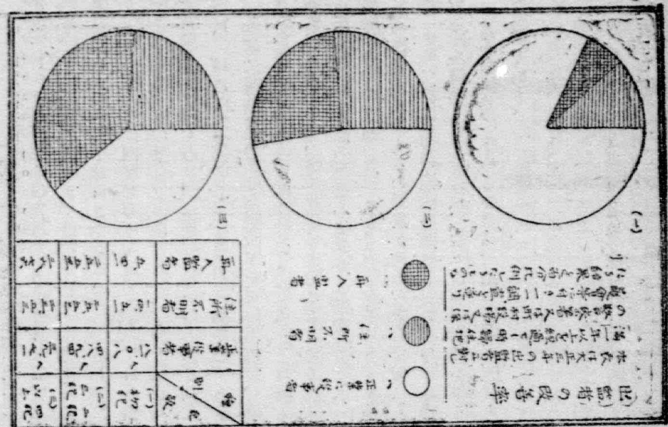
『少年』及び『累犯』は目下の二大問題なり、吾人實務の任に在るものは絶へず之が研究に努め何等かの結果を得ざるべからず是に依り處遇の改善を計り更に教化の手段を講せざるべからず之れ局長閣下の常に吾人に訓示せらるゝ所なり、不肖一昨年以來累犯者に就き各種の調査を企て漸次其歩を進めつゝありしが此程一部の結果を得たるに付き左に之を表示せり



出監者に對する再入状況 概表 (其二)



出監者の再犯に際し其の期間 概表



出監者に對する再入状況 一覽表

犯罪の原因及豫防

第三 犯罪者の心理(承第三十卷)

日本犯罪學會會員 澤田 順次郎

犯罪者の體格に、異常が多い如く、精神にも異常が多い。先づ感覺のことから説いて見やう。

視覺で犯罪者に多いのは視野の狭小、弱視及び色盲等である。オトレンヂス氏が、二十五人の犯罪者に就いて、調査したところに依ると、多くは視野狭小で、甚しきは、半盲であることを發見した。ボノ氏は、少年犯罪者の百分の九、之は弱視で其の六、六は色盲なることを征した。殺人犯に於いても、色盲の多いことは、ピラコフ氏に依つて證明された。

聽覺も、犯罪者には異常多く、性來的に重聽なるもの、聾なるもの、輕くて、聽力鈍弱なるもの等の、多いことが、ピラコフ氏等に依つて、確かめられた。

味覺の弱い者も、犯罪者に多くある。オトレンヂス氏の調査に依ると、犯罪者は鹽味と、甘味とに對する味覺が、鈍弱である。之れに依ると、常人が美味として食べるものも、犯罪者はそれほど、美味を感じない理である。臭覺も同様で、犯罪者の中には、全く嗅覺の無いものがある。

それから觸覺であるが、犯罪者の觸覺は、特に鈍弱である。之れを測るには、

- 一 コンパスの様な二本の針を用るもの。
- 二 電流を通ずるもの。

の二種ある。

二本の針で測るのは、之れをもつては皮膚の上の二點を、輕く壓刺するにある。然るときは二點として知覺するけれども、次第に其の距離を接近して測ると、終には唯だ一點に於いて、壓刺せらるゝ様に感ずるのである。此の最大限度の距離をば、空間識と稱して、其の距離の狭いもの程、觸覺が鋭敏なのである。

此の空間識は、身體の場所に於いて、各々異なるが、示指(第二指)の尖端に於いてはかると、普通は一、七ミリメートルである。然るに犯罪者にあつては、平均二、九四ミリメートルで、常人より一、二四ミリメートル程廣い。又、舌尖では常人は一、〇ミリメートルであるのに、犯罪者は一、七ミリメートルに及んで居る。

箇様に犯罪者の空間識は、示指でも舌尖でも廣く、マルロー氏の調査に依ると、

- 放火犯者の 二十五%
- 竊盜犯者の 二十三%
- 浮浪者の 十一%

は、示指尖に於いて、其の空間識は約三、〇ミリメートル以上といふことで、常人の殆んど二倍も廣くある。是れでもつて見ても、犯罪者の觸覺の鈍いことが、證明されるであらう。

次に電流で、觸覺を測るのは、最初に強い電流を通じ、それから漸々に弱くして、最後には辛

ふじて、之れを感ずるに至るの度を極限とするもので、之れに依ると犯罪者の電氣を感ずることは、一般に遲鈍である。マルロー氏は、斯くの如くして殺人、強姦、竊盜、詐欺等の犯罪者の皮膚は、特に鈍麻して居ることを、たしかめた。

ロムプロゾー氏の説に依ると、觸覺の鈍なるものは、犯罪者と、低能者と、賣笑婦等で、癡癩白癡の類では、皮膚にナイフを刺し通しても、少しも痛みを感せぬものがある。之れは痛覺脱失と稱して、知覺神經の末梢が缺乏して居る爲めである。俗に不死身と謂ふのは是れで、昔の俠客や、博奕打ちなどに、此の種の者が多くあつた。彼等は仲間と喧嘩したり、又は決闘をしたりするのが有勝なので、身に生傷が絶えないといふことであるが、それでも平氣で苦痛を訴へぬ。嘗つて或る俠客が身に四十餘創を被つて、流血淋漓たる時も、平常と變つたことはなく、快よく湯に入つて、それから子分共と酒宴を催したといふ話もある。

要するに彼れ等は、痛覺脱出で、實際に痛くないのである。今日でも監獄を調べて見たら、此の種の者が多くあるに違ひないと信する。

次に觀念、注意、記憶、想像、思考、判斷等の諸能力に於いても、犯罪者には異常が多くして、正當の能力を有する者は、少ない。一般に知識の發達が阻げられて、常識を逸せるものが多くある、其の程度は、各犯罪者の素質、教育、生活狀態等に依つて、同一でないが、領解、思考、判斷等の諸力が極めて薄弱で、道德の觀念が、幼稚である。其の結果強姦、猥褻、竊盜、放火等の犯罪を平氣で爲し、又叡智の劣等なるものにあつては、犯罪の動機は極めて愚昧で、笑ふに堪へざるものが多い。嘗つて僅の利益で、他人から使噓されて、大罪を犯した者もあれば、三十回以上も放火をしたものの例もある。

智識の薄弱に準じて、感情及び意志も、常規を失して、常に激烈なる傾きがある。例へば憤怒、

憎愛の念が強くして、少しのことにも怒り易きが如き是れである。嫉妬心の強いのも、彼れ等の特性で殺人、傷害、放火等に、憤怒心と嫉妬心との混じないものはないと謂つてよい。

食慾及び性慾の如き本能には、特に異常が多く、飢渴に對する忍耐力が強い代りに、一時に暴飲、暴食して、數日を支ふるものがある。或る馬鹿者は、一度に一升五合の飯を平げて、明日は食はないでも宜いと濟まして居た。予の知つてる者にも、有る時は有りだけ食つて、無い時は二日も三日も絶食して、困らないものがある。

色慾には、冷淡なものも無いではないが、多くは濃厚で、異性に注目し、さうして機會だにあれば、之れを慰まんとの野心が、満々として居る。強盜に押し入つて、婦人を辱かしむるものは、此の種の者に多くある。

箇様に犯罪者の智能は、一般に常人より劣等で、感情及び意思も不完全であるが、彼れ等が犯罪行

爲に對する觀念が何うかといふに、例へば竊盜に就いていふと、或る者は竊盜を悪いものと、承知して居ながら、之れを止めることが出來ないで、竊盜を續けて居るものもあるが、或る者は竊盜を悪いと知らずに、遣つて居る。それで犯罪者の心理狀態を分析して見ると、恚ふ二つに分けることが出來る。即ち

一 竊盜を惡事と思ふ者

二 竊盜を惡事と思はぬ者

どの二種である。此の中竊盜を、惡事と思はぬものに、又、二種ある。それは

一 白癡、癡愚、若しくは魯鈍なる者

二 所有物に對する道德觀念を誤解する者

で、兩者共に、犯罪を犯罪と思はぬが、併し一方は愚物で、取るに足らぬが、一方はさうでない。第一の白癡 Idioten とは、先天に精神能力を有せざるもので、赤子の様に、何も分らぬものもあるが、普通は七八歳位の能力しか認められぬ。そ

れでも感情は激烈で少しのことにも立腹し、復仇心に富んで破壊を好み、色慾は衝動的に亢進して、之れを遂ぐる爲めに、人を殺傷することが多い。けれども此の種のものには、法律上では責任がないので、罪とならぬこと、同人の知る如くである。

癡愚 Imbecillen と魯鈍 Debilitaten とは、謂はゆる低能者で、白癡ほどでないが、智識は薄弱で、事理を解する能力のない者が多い。

第二の道德を誤解するものは、恚ふいふ考へをもつて居る。人に施しをするといふことは、宜い事であるから、世間の金満家、或ひは貧民を苦しめて財を積んだ、富豪といふ奴等の、有り餘つて居る金を奪つて、之れを貧民に施すのは、善事である。そこで彼れ等は、之れを實行すべく、富豪を襲ひ、金満家を欺して、取つた財寶をば、右から左へと施して、自ら義賊と稱し、其の行爲をもつて、天から吩咐られた使命であるかの如く、思つて居る者は、昔には多くあつたのである。

成る程貧民に施して、彼れ等を救ふのは、善事である。美事であつて、何人もさうありたきものであるが、併し人の財寶を奪ふといふことは、決して善いことでない。其の目的は假令ひ、貧民を救ふにありとしても、其の行爲は純然たる強竊盜で、法律上及び道徳上、許すべからざる罪惡であることは、言ふまでもない。義賊は古來一部の人（其の恩惠を受けた者）からは、神の如く尊敬せられて、其の刑せらるるときなどは、慟哭した者が多くあつたといふ話もある。併し社會の安寧を害する點に於いては、普通の強竊盜と異りが無い。

次ぎに竊盜を惡事と思ふものにも、次ぎの數種ある。即ち

- 一 竊盜は悪いと知りつゝ、若し捕まつたら、百年目と覺悟して遣るもの
- 二 悪いといふことは知つて居ても、捕まつたら何うするといふ考へもなく、全く前後の分別なく手を出すもの
- 三 悪いことをすれば、到底罪は免れぬと知りつゝも、習慣

雜纂

○綠陰瑣談

霜 翰

□滿都

の櫻花悉く散し、躑躅各所に嬌を競ひ、千樹は新葉を着け、百草は既に延びて、滿目の草木天地を綠了す、人世と四季これを譬ふれば、新緑の候を以て正に壯年の時と爲すを得べく、事業を以て之を區劃するに於ては正に創業の域を超へて進展の區に入るものと云ふべし、春の花は美なりと雖も軟弱にして短命なり、秋の紅葉は艶なりと雖も生氣に乏し、初夏の新緑はなま／＼しく、進取の色あり、希望の相あり、永遠の意を含み、就中勇氣を藏するもの、如し、此好季節を利用して、勉學すべし、主義を實行すべ

性の爲めに、斷然止めることの出來ぬもの
 四 犯罪に對する觀念と、行爲とは、前者と同一であるが、其の止められぬ原因は、習慣性でなくして先天性に出づるもの
 五 娼妓では生活が出来ないので、監獄で食はして貰う目的で、故意に罪を犯すもの
 の五種である。之れに就いて少しく説明を加へて見やう。(未完)



し、最善を盡すべし、人心と季節とは尤も深き關係を有す、これ一言を費す所以なり

□新ら

しき女あり自由戀愛論を提唱して大に法廷を惱ます更に進んで心理學者、法醫學者を煩はさんとする、謝在杭の婦人論に曰く「凡婦人女子之性無一佳者、妬也、吝也、懶也、拙也、愚也、酷也、易怒也、多疑也、輕信也、忌諱也、好鬼也、溺愛也、而其中妬爲最甚、故婦人一不妬足足以掩百拙、古今妬婦充棟不勝記」敢て漫に此婦人論に謳歌するにあらずと雖も云ふところ頗る割切なるを覺ゆ、映雪詩家近時の婦人問題に就き其感を賦して曰く、昔聞桑中期。今見同其車。漫取連理線。欲結同心花。線絶花痕藉。皇天誠淫邪。一詩三十字賦し得て痛切、古は家貧して良妻を思ふと云へり然れども家富て地位高まるに於ては益々賢婦人の必要を感ずるや切なり、然り而して糟糠の妻を賢夫人と爲すの法如何、これ素より至難なるにあらず、女子修養の

根本義は貞操の確守と虚榮心の撤去とにあり、これ丈を以て優に賢夫人の土臺を作るを得べし。櫛ます、女名は高橋でん、通稱高橋阿傳にして、奸婦犯罪史の一頁を彩りたるもの其申渡書は左の如し

申渡

群馬縣上野國利根郡下牧村

平民九右衛門養女

斬罪

高橋 徳 ン

二十七年一月

其方義後藤吉藏の死は自死にして己れの所爲にあらざる旨申立ると雖も第一右吉藏を殺害せし云々の書置及び當初警視分署並に明治十年八月十日糾問判事に於ての供狀第二醫員の診斷書第三今宮秀太郎の申供第四旅店大谷三四郎等の申供第五穴倉佐七郎の申述此衆證に依れば自殺にあらざること明白なりとす而して廣瀬某の落

胤或は異母の姉の復讐なりと云ひ又は姉在世の景況及び後藤藤次郎等の證據人と云も果して姉の生所等一も認むべき徴憑なし是れ畢竟名を復讐に託し自ら罪名を匿さん爲めに出る遁辭なるものとす、此に由て之を觀れば徒に艶情を以て吉藏を欺き財を得んと圖るも遂ること能はざるより豫め殺意を起し剃刀を以て殺害し財を得る者と認定す因て右科人命律謀殺條第五項に照し斬罪申付る

明治十二年一月三十一日

東京區裁判所

右申渡書の内容を熟讀玩味するに於ては彼の悪性、強辯等を窺知するを得べく、女囚心理の研資たるは勿論、謝在杭の婦人論に尙或種の特性を提供するを得べし

○少年犯罪の原因に就て(中) 少年犯罪の根源に到達

せんと欲せば表面上に現はれたる貧困事情より深く立入りて國民的理想の情況に之を求めざる可からず 歐洲諸國の統計を一瞥するに少年犯罪は米國に於けるよりも其數に於て遙かに夥きことを示せり 少年犯罪の根本的原因は經濟的事情に之を求むるよりも寧ろ國民的理想の種々なる事情に之を求むるの 妥當なるを見る歐洲に於ては兩親、官吏、學校教師等に對する尊敬は生れながらにして兒童の心に培養せらるる佛國、獨逸、英國等の嚴格なる家庭的訓練は其學校に於ける教育と相俟つて 兒童に柔順と服従との精神を養成する傾向あり 其結果として歐洲に於ける兒童は既に其幼時より國家の法律を尊重し又或種の傳説を維持するの 慣習に傾くことは争はれぬ事實なり 蓋兒童に斯くの如き 精神を吹込むことは君主國政府の維持に絶對必要な所以にして 若し傳説を尊重せず服従を甘んぜざるの徒輩出せんか君主政體の維持は一日も之を續くることを得ざればなり

然るに米國の如き共和的民主的國家に生れたる 兒童は君主國政府の下に生れたる兒童と其精神に於て全然相異なるを見る 彼等は何等傳説を尊重すべく訓練せらるるに非ず彼等は學校又は家庭に於て箠杖の下に教育せらるるに非ず彼等は 總令政府を非難するも之れが爲めに特に罪に問はるるが如きことなし 國家に對する忠實、名譽、正義の觀念は恐怖を以て之を強ゆるに非ずして寧ろ兒童の心に訴へて之を養成せんことを欲するものなり 従つて兒童等は依頼主義に養成せられ 服従主義に養成せられずして自己啓發主義に養成せ

らるゝものとす 其結果として茲に二種の兒童を生ず即ち普通の道徳的發達を遂げたる 兒童は彼等に許容せられたる多くの自由を利用して益々其美なる徳性を培養することを得れども 精神の薄弱なる 兒童は多くの自由が彼等に 齎らす有害なる影響に抵抗するの能力を缺くを以て遂に知らず識らずの中に 犯罪に流るゝの傾向あるものなり

外國より移住し來りたる 兒童は多く後者の例に流るゝを普通とす 何となれば彼等の米國に上陸するや其許容せられたる多くの自由を抵抗すべき自重心と自制心とを養成する 前に早くも彼等が故國に於て訓練されたる美なる徳性を失ふに至ればなり

斯くの如き兒童の上に 働く自由の空氣は恰かも燈火が蛾を誘ふと同一にして若し此場合相當の自制心なくんば 兒童の道徳的平衡は遂に永久に破壊せられれば止まざるなり

故に米國の國民的理想の今日の實狀に於ては 少年犯罪は其必然の結果として當然之を豫期せざる可からざる 境遇にあり即ち米國が民主國として存在する 以上少年犯罪は他國よりも一層夥多なるを期待せざる可からざるなり

然れども 少年犯罪の數を減ずるの目的を以て今日米國の政體を變更し米國の國民的理想を改むるの 舉を希望する者はなかるべし又米國の自由が米國の兒童に與ふる 暗々裡の利益を犠牲に供してきて彼等に絶對的服従を強ゆるの 舉に賛成する者はなかるべし吾人は他日是等の少年にして覺醒の結果真正に 國民的理想を了解す

るの期に到達するものこそば、兒童等が一時法律に服従せざるが如き傾向を示すもして之を深覺せざるものなり、既に少年犯罪を以て國民的理想に伴ふ避くべからざる結果とせば、吾人は國民的理想を變更せざる以上少年犯罪を常に豫期せざるを得ず然れども少年犯罪を減少せしむるの方法は決して絶對的に不可能なるにばあらざるなり吾人は從來少年犯罪の原因として専ら貧困、移民、人口の稠密等に重きを置きたる結果少年犯罪の最も直接なる他の原因の一を閉却し此原因を除去することに毫も意を致さざりしなり少年犯罪の最も直接なる他の原因とは何ぞや曰く少年の怠惰の慣習之れなり乞ふ左に之を説かん 未完(法律新聞)

靈的暗示と犯罪

地形の感化——靈動説——不可知の聲

近頃泰西では人間萬般の事象に靈的觀察法を用ゆることが頻りに流行して居る、現に神靈學(Spiritism)なる一派の學問が碩學大家の間にも研究されて往々從來にない不可思議靈妙なる學説が發表される、既に千里眼だの催眠術だの手相術だのが立派な學問として社會の認識を受けつゝある以上此神靈學の如きも纏て學者の研鑽を俟て世人から相當の注意を引くことなるだらう、目下英國神靈學研究の泰斗として有名なる博士エリオット、オドネル氏は新たに學説を立て、犯罪の或形態の原因に付き從來とは全然異りたる方面より觀察して其説明を試みて居る

とを有効的に實驗して居るのである。さてヤーマスの海岸を歩く多くの人は豫て虚殺の行はれた場所に来るさ前の虚殺者の思想が空氣の震動に依て自分等の心に反應を及ぼし若し其人にして生來犯罪的傾向のある人なれば自然それの影響されて遂には殺人を行ふ様になるのである。

絕壁が剃刀を暗示する

他にセーの適切な實例がある、南米智利の或峽谷に無数の人が首を切られて死んだ場所がある、これは約一世紀前から引續いて來た現象で今日でも一月に必らず二三人の旅行者は此場所て首を切られて死んで居る、或時其一人が捕縛されたが取調の結果別に物取りを目的とする強盜でもないらしいので官憲が犯罪の動機を訊いて見ると「此場所が原因なのです、御覽なさい、彼の鋭く尖つた絶壁が私に剃刀を想ひ起させたのです、そして絶壁の影が投げる此暗黒が人を殺しても決して發覺の虞なしと私に暗示を與へたのです」と答へたさうだ、即ち此場合に於て地勢と暗示とは明かに該犯人の犯罪動機となつたのである。

英國貴婦人犯行の實例

曾て英國維納の美しい一寡婦で其名をフランシスカ、クレインといふ人が物取りの目的で十數回に亘り老人を我家に誘ひ其纖弱なる手で是等の老を望見死に致さしめたる事件があつた、捕縛されて裁判官の前に出た時此貴婦人は笑ひながら「私は曾て一少女が銅兎を手で望見せしめる處を見て成る程此方法でやれば老人を殺

ヤーマス海岸の虚殺事件

土地の形勢や其地方の氣分が或人に暗示を與へて犯罪を行はしめたる最も顯著なる實例は八九年前英國ヤーマス海岸に於て行はれたる虚殺事件が之を説明して居る、同海岸に於て一婦人が靴紐を以て無残にも砂上に絞殺されて居た、其附近の人に聞いて見ると其時から五年前にも同一の場所て而かも同一の方法で一婦人が絞殺されたことがあり又それより十數年前にも矢張り同一の場所同一の方法で一婦人が絞殺されたことがあるこの事である、從つてヤーマスの人民が是等の現象から推して其海岸には必らず或人をして殺人罪を犯さしむるやうな或誘惑が存在するに相違ないと思へるに至つたのも決して無理からぬ次第である。

以上の説明としては一部分は物理的原因例へば氣候の關係、一般の地形、虚殺の行はれたる海岸の地勢等が之を手傳ひ、一部分は物理的以上の原因即ち自然の法則以外の不可知の力が時々此海岸を襲ふて人民を犯罪に導くものと云へるのである。第三の原因として不可思議なのは靈動と暗示とである、強度の音響が空氣に震動を起し其壓力で封眼を凹ます様に偶然起つた人間の感情が矢張り電氣の如き一種微妙なる震動を空氣に傳へ特に是等の震動を受け易い特別の機を具ふる人々に感應することには實際あり得べき現象である、現に巴里の大醫官「心の寫真機」なる精巧なる機械を發明し或突然の驚愕若くは憤怒に襲はれたる人の感情が空氣に微妙なる震動を與へて此機械に反應を及ぼすこ

す位何んでもないと思ひ付いたので」と平氣で答へたさうだ。是等も暗示が犯罪の動機となつた適切な一例と見るべきである。以上掲げた實例は何れも皆或は地形の影響、或は暗示、或は震動説、或は不可知の力に因る犯罪である、之れに依て見るも犯罪が如何に吾人の思ひ及ばざる多くの不可思議なる原因から起るものであるかが分る。(法律新聞)

刑罰と史實の對觀

櫻井革聲

聽訟斷獄の事は、刑政的至重の綱目に屬し。行刑遇囚の要は、獄制史上寔に至大の條項たるや疑ふべからずして。苟くも之れが編成畫策を謬まるときは、番に囚情の反抗を來たすのみならず、延びて民心の乖離を招き、爲めに史乘の幾頁かを汚瀆し去り後世の讀者をして嘖聲措く能はざらしむるものあるは。古來世界の政治史に鑑み、彰々乎として挾疑の餘地なき事たらすんばあらず。甚しい哉正義人道の社會を規し、典型を重んずる

の大なるや。悖徳加害而かも社會に反せる眇たる刑囚すら、尙之れが處遇斷罪の道を失するときは、爲政者の正邪淑慝を囂鳴して息まず。是れ他なし照々たる靈性の兩間に磅礴たるものありて、時に史家の筆となり、或は詩人の篇章となり、或は辯士の演説となり、其善を褒し其邪を誡しめ、徳を誦ひ不義を詛ふこと、嘗て分毫の差を誤まらず。蓋し純理の潜在する所其力偉なりと謂ふへし矣。之を要するに戦亂の事蹟等は、之を編述するや。交兵の動機宣戦の正否を明確にし。海に陸に戦闘の終始を纂録せんか一部の理亂興亡史として、後世に於ける不磨の簡冊たるに餘りありとす。此他經濟に法制に商工農藝文學美術等の各項に至るまで、記述の繁雜複雑なるは勿論邦家盛衰の關係する所必ずや、輕々に筆を着くる能はざるものあるは、古來史筆を握る者の一字一章を苟くもせざる所にして、大に其の謂なしとせず。然れども海產陸業の經營を叙し、天象地理の變移を記するや、之

か盛衰の跡成形の顛末たる、時代の推移と終始するを以て。後の斯事を致ふる者も、多くは當時に於ける政策の得失を議せざるを常とす。

然れども唯是れ刑獄の一事に至ては、之を統理する者の優劣如何に因て。社會と遠離し又密邇せしむるの兩面觀を生出し來るものあり。而して我邦に於ける世人の刑獄觀は遺憾ながら絶對に交渉なきのみならず、却て永く厭惡の府たりしを見るべし。彼の小傳馬町の半屋雖は不淨地として人近かす。爲めに佛刹を興して寢屐始めて繁し。其他千住、鈴ヶ森、市谷等に於ける各行刑場皆然らざるはなし。知るべし人心に或る嫌疑の情を深からしむる如此者あるを。而して加之其政策を失するや器々然稅政を攻撃し、嘖々辯難を逞ふす嗚呼治獄の難きは昔人既に之を説く請ふジョン、ハワードの言を聞け、又クロイネの苦心を見よ。蓋し思ひ半はに過ぐるものあらんか。

上古中古の記述は舊し矣。之を近世の史篇に照せ

ば、寶曆明和年間に於ける竹内式部の流讀、山縣大貳の梟刑の如き、寛政四年林子平を禁錮せる、或は安政の獄として頼、吉田、橋本等を極刑に處せるか如き。是れ皆時事を慨し失政を憂ふるの餘憤迸つて、詭辯となり横議となり、竟に政府の忌諱に觸れ惜しむべき志士仁人は、彼の萬朶の櫻花と化して、落英紛如竟に地に委せるなり。然かも是れ實に國事に死せる人士のみ、他の常事犯罪に依り威嚇の重刑を受けたる者の數に於ても。又幾百千の多きを算し、稗史野乘等に其名籍を傳へたる者も尠ならずとす。

而して今に於て昔時の慘刑狀態を回憶するときは。慄然として毛髮を聳動するの感なくんばあらず。然り史實は吾人に其詳況を語れり。傳ふらく其間冤に泣く者拷訊に苦しめる者、譏誣構解陷くに由なかりし者、閨閣柔佞の嬌舌巧みに要路の重臣を憤死せしめたる者。讀去り讀來つて紙上躍々聲あるが如きを。

蓋し國家の刑典は科罰の成果に依り、之れが改善補訂を促かすは各國其揆を一にす。獄務の衝に膺る者は深く往蹟を參酌し、審かに世運の默移を討尋し。後世史家の資料を豊裕ならしむる爲め、必ずや齎らすに事實の淵核詳備を以てせざるべからず。

昔時に於ける刑罰の慘刻なりしことは、各國皆然らざるはなし。然かも時代に應ずる制度の然らしむる所たれば、今に於て之を是非するの迂なるは勿論なりと雖も。吾人は刑罰史を繙く毎に深き默想に沈み、無限の感想に勝へざる者あり。嗚呼中世紀以後は諸般の制度も概して具備し、戦亂相尋ぎ秩序壞廢せるが如きも、猶文物典章の觀るべきものあるのみならず。名卿鉅公位に在り、賢士達人政務を料理せるの結果、執法治罪の道に於ても、其捜査處分の如き、證據蒐集の如き、缺席對審の場合の如き、調査頗る詳密を極め、快心の情態なきに非ず、唯如何にせん一に威力を以て他を脅嚇

し、凡そ盜賊騙詐、犯姦、殺傷等の罪質に至るまで、其犯由動機若くは犯人の境遇犯行の區別等に在ては、多く酌量し或は減加するの餘裕を存せず。甚しきは感情の冷熱倏ち累を爲して、輕罰却て重刑と變するか如き形跡を留むるは。時の不祥に屬すと雖も亦長息すべき事態ならずや。今や文明の光華粲然として法典の攷覈精緻ならざるなく。刑罰の裁量漸く公平を致すの際、顧みて前代に於ける之れが史實を研討するも、敢て無用の業に非ざるを信するなり。丁巳五月上浣筆を四谷霞岳之僑盧瀾瀾花開處に馳す。



通信

十勝監獄釧路分監入佛式の概況

昨年四月一日より起工せし當分監の新築工事は本年三月を以て全部竣功を告げ且大谷派本願寺より御影像竝佛具の寄贈を受けたるを以て本月三日を卜し入佛式を舉行せり當日は特に大谷派本願寺より本道寺務出張所長代理として梅田彰等師を派遣せられ又來賓として落合地方裁判所長加藤檢事正を首め各判檢事各寺院住職其他重なる官民約六十名に及び午前十時受刑者一同を教誨堂の中央に集め逐次職員來賓の入堂着席あるや長山分監長並に湯口教務主任の先導に常盤教誨師佛像を奉戴し梅田師と共に入來せり此間一同起立して恭しく奉迎し極めて靜肅の裡に懸軸の佛像是正面の佛壇に懸けられたり夫より湯口教務主任の式次報告あり

て本島典獄の訓諭長山分監長の告辭朗讀落合地方裁判所長加藤檢事正の訓話林田町長の祝辭朗讀湯口教務主任の表慶文朗讀あり次に梅田師を導師として入佛慶讚の讀經を勤修せらる續て各宗寺院總代眞言宗西端寺住職岡崎賴善師本島典獄長山分監長受刑者總代順次燒香あり右終て梅田師より熱誠

なる一場の教誨あり受刑者は勿論來賓一同に多大の感動を興へ常盤教誨師より閉式の旨を告げたるは零時二十分なりき式後來賓一同を町立公會堂に招待して午餐の饗應をなし散會せしは午後三時にして頗る賑盛を極めたり

彙報

左掲三表は千葉監獄に於て調査せる所に係り各年に渡る再入監者及び其期間等を知るに於て最も簡明なるものなり

初犯釋放者の再入監調

千葉監獄

初出監年別	初犯出監	再入	監	年	別	及	人	員	出監人ニ對ス	
明治四十一年	三四〇	一六	三三	一七	同四十四年	大正元年	大正二年	大正三年	計	
同四十二年	四一一	一	八	二七	同四十五年	大正二年	大正三年	計	百分北例	
						一〇	七	一	九三	二七、三六
						一〇	八	三	七〇	一七、〇四

同四十四年	六七八	一	一	一六	二九	一五	一七	一一三	一六、六七
同四十五年	六三二	一	一	二二	三三	二二	二二	九〇	一四、二五
大正元年	五四二	一	一	一一	一九	一三	四三	七、九四	
大正二年	三一五	一	一	一六	九	一六	二五	七、九四	
大正三年	四一一	一	一	六〇	八二	九三	八〇	六九	四四一
計	三三二九	一六	四一	八二	九三	八〇	六九	四四一	一三、二五

備考、本表中ニハ他監獄へ再入監シタル者百三十人ヲ包含ス

初犯釋放者の自出監時至再入監時期調査 (其一)

自初出至再入期間	六月以内	一年以内	一年六月以内	二年以内	三年以内	四年以内	五年以内	五年以上	計
明治四十一年	一八	一七	一六	八	一三	八	七	六	九三
同四十二年	七	一四	一八	六	九	一〇	三	三	七〇
同四十二年	一七	一八	一七	一四	二二	一六	八	三	一一三
同四十四年	二〇	二二	一五	一四	一一	九	一	一	九〇
同四十五年	一一	九	一一	三	八	一	一	一	四三
大正元年	九	六	一〇	一	一	一	一	一	二五
大正二年	六	一	一	一	一	一	一	一	七
大正三年	八九	八六	八七	四五	六四	四三	二八	九	四四一
計	八九	八六	八七	四五	六四	四三	二八	九	四四一

備考、本表中ニハ他監獄へ再入監シタル者百三十人ヲ包含ス

初犯釋放者の自出監時至再入時期調査 (其二)

自初出至再入期間	六月以内	一年以内	一年六月以内	二年以内	三年以内	四年以内	五年以内	五年以上	計
明治四十一年	一三	三	一	一	一	一	一	一	一六
同四十二年	一〇	一七	一二	二	一	一	一	一	四一
同四十二年	一一	一七	一七	七	七	一	一	一	六〇
同四十四年	二二	二〇	一八	九	一〇	三	一	一	八二
同四十五年	一一	一七	一七	一一	二〇	一〇	五	一	九三
大正元年	一一	七	一一	二	一六	一一	五	一	八〇
大正二年	九	五	一一	三	一一	一一	八	五	六九
大正三年	八九	八六	八七	四五	六四	四三	一八	九	四四一
計	八九	八六	八七	四五	六四	四三	一八	九	四四一

備考、本表中ニハ他監獄へ再入監シタル者百三十人ヲ包含ス

本表(其一)ハ初犯出監年ノ區別ニ依リ再入監ニ至リシ期間ヲ示シ(其二)ハ初犯者ノ再入監年ノ區別ニ依リ其期間ヲ示シタルモノナリ

新本『覺めたる友』の印象

仙臺 鹿 洋 生

『覺めたる友』五十冊備付られ第一回先づ五十人に貸し

付け一々讀了後の感想を聞き時に著しく印象を留めたるものを述べしめたるに其結果左の如し
『石の上にも三年』の記事に深く感動
『鬼が佛になる』の記事に幾分か感位

八人
六人

「接見所の悲劇」の記事私も同感なり
 「鯉の話」にて家康の身上を思て泣く
 「喇叭時計」は感心私も斯くありたし
 「好い名お泥棒さん」の記事に同感す
 「私は可愛いと思ふたら」の記事感涙
 「信は力なり」の記事を讀て大に感動
 「御大典を記念に」の記事私も實行す
 「記念の如何様哉」は同感私も考案中
 「諦めまぜう男らしく」私も是に決す
 「愛の力倍の力」の記事に深く共鳴
 「至誠神に通ず」私も常に其れを思ふ
 「驚くべき彼れ感すへき先生」に同感
 「週心懺悔」の記事は私も同一經歷也
 「十年に千圓」私是を手本と致します
 「其一心」の記事私も其が理想也

五人
五人
四人
四人
三人
三人
二人
二人
一人
一人
一人
一人
一人

取 扱
 イ、同書は『迷の跡』よりも信覚者一層多く一般に希望の光を與へたるの觀あり
 ロ、同書中子供來信に感泣したるもの多し……親子の情は格別なり

受け歸監に際し護送繩を施し裁判所を距る約五丁餘に至るや午朝十一時二十分頃同人は歩行を止め護送者に振り向き恰かも指にて文字を書くか如き手眞似を爲すに依り何事ならんか注目する瞬間に繩尻を奪ひ一日散に逃走したるを以て看守は直ちに追跡し一面弘前警察署に援助を求め巡查數名と協力し百方捜索の後午後四時半頃分監を距る約二十餘丁の民家に潜伏し居りたるを捕縛せり原因は啞者にして眞相を知り難きも懲役刑の言渡を受けたるを悲觀したるものならん

○被告人の逃走 神戸監獄姫路分監在監傷害事件被告人須賀正一郎は四月六日他因四名と出廷審問終了後同日午後六時二十分頃歸監に際し手錠を施し留置場内土間に整列せしめ看守一名は留置場日誌を記録し居り一名は附屬便所入口の戸締を爲し居りたる際一名の看守は被告人中の共犯の一人を先きに馬車に乗せしむべく引率し馬車置場に向ひ出てたるに正一郎は手錠の儘突然逃走し遂に踪跡を失ひたり

○被告人の逃走未遂 函館監獄沙見町出張所在監被告人(死刑囚)太田外喜は四月十五日午前十一時半頃糞食分配の際扉を開きたるに突然裸體と爲り脱走の如く逸出せるを即時取押へたるも裸體なる爲め取外し階下に降りたるも直ちに追跡し捕獲せり本囚は網走監獄脱走事件の共犯者にして平素最も警戒を嚴にし居りたるも思ふに其前々日共犯者の死刑執行ありたるを感知し自己の運命近づけるを想像し逃走の舉に出てしならん

雜 動
 ハ、自己と同一境遇の記事には注意甚深にして痛切に感
 感 二、同書を讀んで次に親子の情を説きたる書籍を求めた
 るものあり

○受刑者の創傷 新潟監獄在監受刑者竊盜公務執行抗拒八犯懲役十年宮島金藏は三月二十八日午後二時二十分頃第三工場に於て自己使用の機械器具耐腐杆箱の修繕の日賃を以て同工場雜役夫なる竊盜七犯懲役五年因門脇三より機具修繕用として備付の小刀を借り受け看守の隙を窺ひ右得三を突然背部より飛び入り不意に頭部及左右前膊に十數箇所之重傷を負はしたるを取押へられたり原因は右得三は雜役夫なるも本囚に對し同情心なきものと誤解したるらしく尙負傷は全治三週間を要すべし

○受刑者の逃走 京都監獄在監受刑者竊盜初犯懲役四月井久保芳藏は四月十四日午後一時三十分頃塙工事場中從事中戒護看守の隙を窺ひ突然姿を暗ましたるに依り柵内各所捜索の末午後三時半頃米穀倉庫の梁間より床上に墜落し苦悶し居るを發見せり本囚は墜落の際頭部及脚部を打撲し尙上門齒一枚を缺損せり逃走を企てたる原因は他人に預けある子供の境遇を思ひ遣り愛戀煩悶の情に堪へざる結果なり

○被告人の逃走 青森監獄弘前分監在監竊盜事件被告人磯谷末太郎(啞者)は四月十一日裁判呼出に依り出廷懲役五月の言渡を其下部に壓せられ即死せり

○受刑者の歴死 三池監獄在監竊盜懲役七年岡崎峰治郎は四月二十日午前一時二十分頃宮の原坑内探炭夫就業中天井岩墜落し其下部に壓せられ即死せり

○刑事被告人の歴死 福島監獄中村出張所在監竊盜事件被告人武藤興市は四月十九日午後十時三十分看守の隙を窺ひ貸與の帶を裂き監房手拭掛に用ひ細き麻絲を取り掛ひ合せ之を以て貸與の蒲團及枕を踏破せし縫糸を逃げたり原因は十三年の刑を宣告せられたるを悲觀したる結果ならん

○被告人の逃走未遂 福岡監獄小倉分監在監竊盜事件被告人山下覺放火事件同湯越倉鐵竊盜事件同金星一竊盜未遂事件同小泉徳藏竊盜事件同小山香八傷害事件同原田嘉七の六名は共謀の上破獄逃走を企て監房便所の裏窓格子の損壞に着手したる事實を四月二十三日發見せり

○石澤氏の訃 本會名譽會員正五位勳三等石澤謙吾氏は本月十二日逝去せられたるに依り本會は特に薄賻を贈り弔問の意を表せり

叙任

叙從七位	教誨師(東京)	警井宗成
同	同(盛岡)	神谷龍海
叙勳六等	看守長(三池)	北崎唯次郎
叙十級俸	典獄補(金澤)	研野熊次郎
	看守長(十勝)	三浦龜助
		川瀬勝太郎
任看守長給九級俸金澤監獄富山分監勤務ヲ命ス	看守長(金澤)	延原簡一
給八級俸熊本監獄勤務ヲ命ス	同(静岡)	橋本銀太郎
兼任司法技手給十級俸濱松分監建築場勤務ヲ命ス	看守長(奈良)	汲田安喜
叙勳八等	同(膳所)	山崎治平
同	同(和歌山)	淺間德三郎
同	同(同)	杉原磯楠
給六級俸	同(甲府)	酒井二郎
		(死亡)

會報

贈與金

四月二十日附を以て元水戸監獄看守染野朝次郎氏外十九名に對し本會會則第十一條第一項第四號第五號に依り參圓以上六圓迄の金圓を贈與せり



司法部監獄公文

○司法部會甲第一一九四號

(大正六年四月二十五日裁判所監獄宛)
 (宛司法大臣官房會計課長通牒)

大正四年七月會計検査院達第一號計算證明規程ノ儀ハ大正五年度分ヨリ施行ニ付裁判所及監獄ヨリ提出スヘキ證明書類ニ付テハ客年中同院ニ交渉ノ上其ノ承認ヲ要スルモノハ之カ手續ヲ了シ裁判所會計事務章程及監獄會計事務章程中關係條項改正相成リ候次第ニ付同章程ノ規定ニ係ル證明書類ノ儀ハ最早承認ノ手續ヲ要セス直ニ同院ニ提出相成差支無之候此段爲念申進候也

○司法部會甲第一三五四號(大正六年五月八日司法大臣官房會計課長發各監獄宛)

監獄會計事務章程附屬第十九號書式監獄作業成績書ノ義ハ計算證明規程第五十一條ニ依リ大正五年度分以降會計検査院ニ提出ヲ要シ候處其ノ作成方

ニ關シ御注意相成度廉左ニ

- 一 作業支出高ハ仕拂豫算簿ニ依リ當該年度ノ仕拂命令濟額ヲ計上スルコト故ニ就役費ノ區中計ノ欄ニ於ケル金額ハ最終支出計算書中就役費ノ支出額ト符合スヘキモノトス但就役費ヨリ消費稅鐵區稅等ノ支出アリタル場合ニ於テハ土地其ノ他借料ト計トノ間ニ其ノ欄ヲ設ケ計上スルコト
- 二 作業用品ニ於ケル消耗品ハ物品類別標準作業品ノ部ニ規定アルモノ即チ物品ノ製作補修上消耗ニ屬スル材料品ニ付テハ物品出納簿ノ價格ヲ計上シ作業用器具器械ノ破損消耗ニ關スル補修品ノ價格ハ算入ヲ要セス
- 三 物品出納簿ノ拂出ヲ爲スト雖モ其ノ年度内ニ完成セサル作業ニ屬スル素品消耗品(數年ノ後又ハ取獲テ期スル所ノ植物又ハ動物ヲ生産スル爲ニアリテハ取出タル苗木種子ノ類ハ之ヲ除ク)ハ物品出納簿拂出價格ヲ各年度末日分ノ欄ニ計上スルコト農作品ノ如キ年度内ニ一部ノ收穫アリタ

- ル場合ト雖モ其ノ拂出價格ハ全部ヲ計上スルモノトス
- 四 書式備考第二但書ニ依リ評價額ヲ朱書スヘキ不用物品ニ付テハ不用物品書留簿ニ基キ計上スルコト
- 五 作業成功高ハ監獄作業規程第五條ノ各作業原簿及受負業勞役原簿明治四十二年監甲第八二八號監獄局長通牒ニ基キ計上スルコト但書式備考第三ニ依リ記載スヘキ消耗品價格及運賃ニ付テハ農作品ノ種子肥料ニ於ケルカ如ク其ノ費額ヲ製品價格中ニ算入アルモノニ限ルコト
- 六 同上官司業ノ區中製品ノ欄ニ於ケル計ノ金額ハ作業製品ノ受入高ノ區中本年度受高ノ欄ニ於ケル計ノ金額ト符合スヘキモノトス
- 七 同上修繕品ノ欄ニハ作業上使用スル器具器械等ノ修繕代金ノ支出ヲ若クハ販賣未済ノ製品ニ加工ヲ爲シタル場合ニ於ケル工錢材料代ヲ計上スルコト

右爲念及通牒候也

○司法省 監甲第二三八號大正六年五月十四日
司法省監獄局長通牒

違警罪即決例ニ依リ拘留刑ノ言渡ヲ受ケ入監シタル者ノ統計小票ハ言渡確定前ト雖モ受刑者トシテ整理シ正式裁判申立ニ依リ出監シタル場合ハ其ノ旨ヲ出監事由欄ニ記入シ爾後正式裁判ノ結果再ヒ入監シタル者ニ對シテハ入監小票ノ作成ヲ要セサル儀ト御承知相成度此段及通牒候也

監獄協會編纂

再 改善
版 實話 覺見めたる友

菊版裝釘高雅
紙數二百六十餘頁
定價金五十錢
郵稅金 八 錢

本書ハ出獄者ノ真心悔悟セルモノニ就キ其犯罪ノ徑路改悛ノ動機ヲ詳叙シタルモノニシテ收ムルトコロ三十餘篇能ク現代人心ノ歸趨社會ノ實狀ヲ描寫ス、章句洗練、行文流麗、囚人看讀用トシテ出版セシモノナリト雖モ刑事學社會學心理學ニ在テモ偉大ノ研究資料タルコト勿論ナレハ **司獄官、判檢事、辯護士諸氏** 乃至一般社會教化ニ留意スル士ニ於テモ有益ニシテ趣味アリ座右一日モ缺クヘカラサル文籍タルヲ疑ハス仍テ之レヲ推獎ス

發行所

監獄協會

東京市麴町區西日比谷町一番地

電話新橋一三六八番 總發東京二五〇五九番

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口座番號
東京貳五〇五九番

加入者氏名
監獄協會

大正六年五月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行兼
編輯人
東京市麻布區新網町一丁目廿二番地
北島良吉

印刷人
東京市四谷區愛住町二番地
磯村政富

印刷所
東京市麴町區下六番町十七番地
同 勞 舍

發行所
東京市麴町區四日比谷町壹番地
電話新橋參六八番
監獄協會

賣捌所
東京市四谷區愛住町二番地
東京書院